

『祢軍墓誌』についての覚書

—附録：唐代百濟人関連石刻の釈文—

葛 継勇

はじめに

『祢軍墓誌』が中国西安で見つかり、その中の「日本」という二文字が国号日本の最古の用例として2011年10月23日付の朝日新聞に報道されて以来、大変注目を浴びている。実に、中国で、三か月前の2011年7月1日付の『社会科学戦線』という雑誌に掲載された、王連龍氏の論文「百濟人『祢軍墓誌』考論」には、すでに『祢軍墓誌』が紹介されている。また、2011年8月末西安で開催された「西安地区中韓歴史文化交流学術会」というシンポジウムで、祢軍と関係がある祢氏三人の墓の発見が公表された。その三人とは祢寔進、子の祢素士、孫の祢仁秀である。

現在、王連龍氏の前出の論文で論じられたが、『祢軍墓誌』についての不明なところはまだまだ多く残っていると言えよう。以下、中国で出土した唐代百濟人墓誌を参照し、『祢軍墓誌』の史料性、祢軍の出自や銘文の釈読を考察しながら、いくつかの私見を提示してみたい。

一、祢軍墓誌の形態

『祢軍墓誌』の出土地や収蔵機関などは、残念なことに、王連龍氏の前出の論文では言及されていなかった。西安市の個人コレクションで拓本を見つけたという。おそらく考古の発掘調査によらずに出現して、西安市の個人コレクションに収蔵されているのだろう。銘文から見ると、祢軍の墓は西安市長安県郭杜鎮の周にある。この郭杜鎮では、10年前から大学城（西安市にあるいくつかの大学の集中地）が盛んに建設されていたから、そこの建築地から掘り出されたと思われる。ここで想起するのは、百濟人祢寔進の墓誌である。『祢寔進墓誌』は2000年前後に出土したが、2007年に至ってから公表された⁽¹⁾。また、祢寔進の墓所は長安県郭杜鎮であるが、墓誌実物は洛陽大学（現在、洛陽理工学院）の文物倉庫に保存されている。即ち、出土時期から公表されるまでの8年間、墓誌実物は西安から洛陽に移されていた。そして、百濟人黒齒常之の墓誌は1929年に洛陽で出土したが、その後蘇州に移されて、1986年に公表され、墓誌の実物は南京博物院

⁽¹⁾董延寿、趙振華氏の論文「洛陽、魯山、西安出土の唐代百濟人墓誌探索」（『東北史地』2007年2期）にて、『祢寔進墓誌』が初めて公表された。

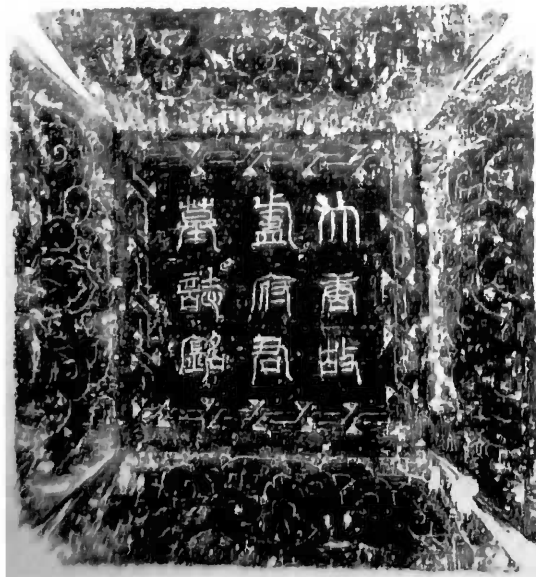
に保存されている。今回、祢軍墓誌の出土が公表されたのは、王連龍氏の功績である。だが、現在拓本だけが公表されているから、その史料性についてまず考察する必要がある。

『祢軍墓誌』は、厳密に言うと、唐故右威衛將軍・上柱国祢軍墓誌であり、「大唐故右威衛將軍上柱国祢公墓誌銘」という16文字の銘文がある蓋と、「大唐故右威衛將軍上柱国祢公墓誌銘并序」という18文字をはじめとする合計884文字の銘文がある誌石からなるものである。また、蓋の銘文は篆書で、四行にわけて、毎行は四字であり、誌石の銘文は楷書で、31行にわけて、毎行に30文字が書けるように配置されている。

また、刻画については、通常であれば、蓋の表面の四辺に沿って雷紋を巡らし、その内側に文字を刻むための方形の区画を形成していることが多い。ところが、残念なことに、公表された拓本の写真は、拓本の原形でなく、周辺が削られており、上と下の縁にある雷紋がきれいに残っていない。また、蓋の斜面にも紋様があるはずであるが、掲載された拓本の写真には見えない。これは、恐らく掲載される時、拓本の写真がパソコンのソフトで削られたからであろう。ただ、内側の雷紋の形から見ると、唐代の墓誌によく見られるものと一致している。例えば、『崔夫人清河房氏墓誌』（制作年代は開元八年 [713]）や『盧玄明墓誌』（制作年代は開元二十一年）などの墓誌の蓋の表面の四辺にある紋様の形は祢軍墓誌と全く同じである。（画像一：『盧玄明墓誌』の蓋）

『祢軍墓誌』の誌石の四周には、縦の画像があり、蔓草（唐草）の紋様が描かれているというが、掲載された拓本の写真には見えない。この蔓草の紋様は、恐らく『扶餘隆墓誌』（制作年代は永淳元年[682]）、『盧玄明墓誌』などの墓誌と同じものであろう。

誌石は表面に傷があり、右から七行目の第一番目の文字の左下部分は欠損しているが、「徳」字と判読できる。十行目の第十七番目の文字の大部分は欠損しており、文字は読めないが、王連



画像一：『盧玄明墓誌』の蓋

龍氏は「扶」字と考えている。妥当な判断であろう。二十行目の第二十番の文字の右下部分は欠損しているが、「於」字と判読できる。また、同じ行の第三十番の文字の右下部分も少し欠損しているが、「第」字であることは間違いない。

そして、王連龍氏の前出の論文によると、『祿軍墓誌』の墓石は、長さ59cm、幅59cm、厚さ10cmだという。同じ百濟人である扶餘隆の墓誌は、長さ58cm、幅58cm、厚さ9.5cmであり、また、祿寔進の墓誌は、長さ58.5cm、幅58.5cm、厚さ13cmであるから、唐代の百濟人墓誌によく見られる一般的な形と一致していることが分かる。これらの墓誌は、恐らく60cmの正方形だったであろう。これらの特徴は、唐代の墓誌に見える。

銘文の避諱の処理には、「闕字」や「平出」などの処理方法がある（石見清裕、2011年）。これについて述べるに先立って、『祿軍墓誌』の墓誌銘を以下のように抄録しておこう。

- 0 1 大唐故右威衛將軍上柱国祿公墓誌銘并序
- 0 2 公諱暉字溫熊津嶋東人也其先与華同祖永嘉末避乱適東因遂家焉若夫
- 0 3 巍巍鯨山跨青丘以東峙森森熊水臨丹渚以南流浸煙雲以攜英降之於蕩
- 0 4 沃照日月而擬茲秀之於蔽虧靈文逸文高前芳於七子汗馬雄武擅後異於
- 0 5 三韓華構增輝英材繼響綿罔不絶齊代有声曾祖福祖譽父善皆是本藩一
- 0 6 品官号佐平並緝地義以光身佩天爵而敷國忠佐鉄石操持松筠範物者道
- 0 7 德有成則士者文武不墜公狼輝鬻祉鸞嶺生姿淮濟登陴裕光愛日干牛斗
- 0 8 之逸氣芒照星中搏羊角之英風影征雲外去頭慶五年官軍平本藩日見機
- 0 9 識奕杖劍知婦似由余之出戎如金碑之入漢 聖上嘉歎擢以采班授右
- 1 0 武衛濠川府折衝都尉於時日本餘嘯拋扶桑以通誅風谷責叱負盤桃而阻
- 1 1 固万騎巨野与蓋馬以驚塵千艘橫波擾原蛇而縱亦以公格謨海左龜鏡瀛
- 1 2 東特在簡常往戶招慰公徇臣節而投命歌 皇華以載馳飛汎海之蒼鷹
- 1 3 翥凌山之赤雀决河營而天兵靜鑑風隧而雲路通驚鷗失侶濟不終夕遂能
- 1 4 說暢 天威喻以鶴福千秋僭帝一旦称臣仍領大旨望教十人将入朝謁
- 1 5 特蒙 恩詔授左威衛郎將少選遷右領軍衛中郎將兼檢校熊津都督府
- 1 6 司馬材光千里之足仁副百城之心孳燭靈台器標於瓦甍懸月神府芳掩於
- 1 7 桂苻衣錦昼行富貴無草薶蒲夜寢字育有方去咸亨三年十一月廿一日
- 1 8 詔授右威衛將軍局影 彤闕飾躬紫陛亟蒙榮晉歷歷便繁方謂克壯清
- 1 9 猷永綏多祐豈高驪馳易往霜凋馬陵之樹川閱難留風驚龍驤之水以儀鳳
- 2 0 三年歲在戊寅二月朔戊子十九日景午遺疾薨於雍州長安縣之延壽里第
- 2 1 春秋六十有六 皇情念功惟舊傷悼若久之贈絹布三百段粟三百斛葬
- 2 2 事所須並令官給仍使弘文館學士兼檢校本衛長史王行本監護惟公雅識
- 2 3 淹通溫儀韶峻明珠不類白珪無玷十步之芳蘭室欽其臭味四鄰之彩桂嶺
- 2 4 尚其英華奄嗟扶搖之翼遽輟連春之景粵以其年十月甲申朔二日之酉葬
- 2 5 於雍州乾封里之高陽里礼也駟馬悲鳴九原長往月輪夕駕星精夜上日落
- 2 6 山兮草色寒風度原兮松聲響陟文樹兮可通隨武山兮安仰愴清風之歌滅

27 樹芳名於壽像其詞曰

28 冒胤青丘芳華麗脈遠邈會逢時濟茂族淳秀苒葉相繼獻歎鳳彰隆恩

29 無替^其惟公苗裔桂覆蘭芬緒榮七貴乃子丘孫流芳後代播美采昆英聲雖

30 歌令範猶存^其桴箭驚秋陳駒遺暮名將日遠德隨年故慘松吟於夜風悲雍

31 高於朝露靈輶兮遽軫斷^其麟兮踟蹰嗟陵谷之質遷朝音微之麗^其蠹

校注：

03行の「言」は、王連龍氏が「清」。「擿」は、王連龍氏が「擿」。

04行の「擬愆」は、王連龍氏が「擬愆」。

21行の「研」は、王連龍氏が「升」。

まず、九行目の「聖」の上に二字の空格があり、これは「聖上」即ち皇帝の避諱のために、空格を入れたのであろう。例えば、『崔祐甫墓誌』（制作年代は建中元年〔780〕）にある「聖上」の上にも三字の空格がある。

また、十二行目と二十一行目の「皇」の上に二字の空格があり、この二か所も「皇」即ち皇帝の避諱のために、空格を入れたと思われる。例えば、『張休光墓誌』（制作年代は開元二十二年）にある「皇」の上に三字の空格があり、『楊要実墓誌』（制作年代は開元五年）にある「皇」の上にも一字の空格がある。

次に、十四行目の「天」の上に二字の空格があり、これも「天威」の避諱のために、闕字されているのは当然のことであろう。『鄭奘墓誌』（制作年代は開元九年）、『簫氏（名前不明）墓誌』（制作年代は貞元二十年〔805〕）に見える「天」の上に二字の空格がある。また、百濟人黒齒常之の墓誌（制作年代は聖暦元年〔698〕）に「天命」「天子」の上に三字の空格がそれぞれある。

次に、十五行目の「恩」の上に二字の空格がある。下の字は「詔」即ち皇帝の詔であるから、恐らく皇帝の詔を尊敬するために「恩」を書きいれるのであろう。つまり、「恩詔」即ち皇帝の恩情があふれる詔のために空けられたのであろう。ちなみに、『扶餘隆墓誌』には「明詔」二字の上に三字の空格がある。ところで、『祢寔進墓誌』には「恩」字が二か所あり、皆次の行の第一字になる。これは、「平出」という避諱の処理であろう。『難元慶墓誌』（制作年代は開元二十二年）の銘文「酬恩不少」の「恩」は次の行の第一字になり、「平出」された。つまり、「恩」字が高宗皇帝の恩情を指す場合、避諱する必要がある。

十八行目の「彤」の上に二字の空格がある。これも唐代の墓誌にあまり見えないが、下の字は「闕」である。「闕」とは、宮門や城門両側の高台であるが、漢の王褒『四子講徳論』に「是以海内歎慕、莫不風馳雨集、襲雜並至、填庭溢闕。」とあるように、宮廷即ち皇帝の住居地という派生した意味がある。「彤」とは、朱色の意味で、「闕」の修飾語であるから、「彤闕」即ち宮廷のために二字の空格を作ったと考えられる。

十七行目の「日」の下に一字の空格がある。この文字に続いて「詔」がある。皇帝の詔のためには一字や二字の空格が必要である。祢軍墓誌の場合、「日」字の下に一字の空格を作ることにより、「詔」が次の行になる。なお、高句麗人泉男生の墓誌（制作年代は調露元年〔679〕）に「詔」は次の行になり、「平出」処理も見られる。

上述の銘文の避諱と空格についてまとめてみると、『祢軍墓誌』には、二字の空格が見られるのは六か所あり、また「平出」されているのは一か所である。これらの処理方法は、唐代の墓誌の避諱習慣に一致していて、標準的である。

なお、十二行目と十四行目の「帝」に空格や「平出」処理が見られない。十二行目の「簡帝」とは、「簡在帝心」の略語で、『論語・堯曰』に「帝臣不蔽、簡在帝心。」とあり、唐の王勃『常州刺史平原郡開国公行状』に「公早陪戎律、夙簡帝心。」とあるように、帝王に知られることを喩える用語である。また、十四行目の「僭帝」とは、自己の本分・地位を超えて帝王を称すことである。いずれも、唐王朝の皇帝の意味ではない。

以上の分析からみると、『祢軍墓誌』の信憑性は高いと思われる。もちろん、『祢軍墓誌』に記されている官職及び用語・典拠が歴史事実と符合するかどうか、深く検討する必要があるが、『祢軍墓誌』の銘文は、「初唐四傑」と言われる王勃（649～675?）、楊炯（650～692）、盧照隣（632～695）と駱賓王（626～684?）四人と同じ時代の人、またはその四人から強く影響を受けた人によって入念に作文されたと思われる。現代人の私たちに難解なものであるが、撰作者の意識をはっきり表すものとして、高く評判を博すべきであろう。

次に、中国で出土した唐代百濟人墓誌における『祢軍墓誌』の位置づけを検討したい。

二、中国で出土した唐代百濟人墓誌——『祢軍墓誌』の位置づけ

管見の限り、百濟滅亡後、唐に帰伏して朝廷に仕えた百濟人の墓誌は、以下に挙げたように九点ある。その中に、西安で出土したものは五点、洛陽及びその周辺で出土したものは四点である。なお、出土年代順に列挙する。（表1：中国で出土した唐代百濟人墓誌一覧表）

ちなみに、河南省洛陽龍門石窟第〇八七七窟左側に「一文郎将妻扶餘氏敬造」などの銘文がある。この「扶餘氏」は百濟出身者だと言われる。また、山西省太原市天龍寺の石窟第十五窟には「大唐〇部將軍功德記」という造像石刻がある。この欠損した文字は現在「勿」という字だと言われる。銘文によって、勿部將軍即ち勿部珣という人が神龍二年（706）に親族のために造ったという。勿部珣は『唐大詔令集』卷百三十に収録する「命姚崇等北伐制」に記され、出身が不明であるが、「本枝東海」と「内子樂浪郡夫人黑齒氏」などの銘文によって百濟出身者だと思われる。なお、以上の二点石刻は墓の中に埋葬される墓誌ではなく、仏教造像記である。

そして、『故投降首領諾思計墓誌』（制作年代は天寶七載 [748]）にある「扶餘府大首領」銘文によって、諾思計（盧庭賓とも、天寶七載死去、生年不詳）は百濟出身者だとされたが（董延寿、趙振華、2007年）、「扶餘故地為扶餘府、常屯勁兵扞契丹、領扶、仙二州」との記事が、『新唐書』卷二百十九「渤海國伝」に記されていることから見ると、諾思計（盧庭賓）は渤海人と見なされるのが相応しいだろう（拜根興、2009年）。

なお、以上の九点の墓誌に記されている人物同士で血縁関係を有する場合がある。⑥扶餘氏は、嗣虢王李邕の王妃である。彼女は、扶餘德璋（扶餘氏の父）の娘、即ち①扶餘隆の孫である。②黒齒常之は、③黒齒俊の父で、百濟滅亡後、①扶餘隆と共に帰伏して唐朝廷に仕えた人である。⑦祢素士と⑧祢仁秀と⑤祢寔進の三墓は品という文字の形で並んでいる。⑦祢素士は⑧祢仁秀の

表1、中国で出土した唐代百濟人墓誌一覧表

番号	墓誌名	制作年	収蔵機関	出土地	出土年	備注
①	扶餘隆墓誌	永淳元年(682)	蓋は開封博物館、誌石は河南省博物院(鄭州)	洛陽市	1919	
②	黒齒常之墓誌	聖暦元年(698)	江蘇省南京博物院	洛陽市	1929	蓋は不明
③	黒齒俊墓誌	神龍二年(706)	江蘇省南京博物院	洛陽市	1929	蓋は不明
④	難元慶墓誌	開元廿二年(734)	河南省魯山県文化館	河南省魯山県	1960	
⑤	祢寔進墓誌	咸亨三年(672)	河南省洛陽理工学院文物倉庫	西安市	2000	洛陽に移された
⑥	扶餘氏墓誌	開元廿六年(738)	陝西省考古文物研究院	西安市	2004	
⑦	祢素士墓誌	景龍二年(708)	陝西省西安市考古文物研究所	西安市	2010	
⑧	祢仁秀墓誌	天寶九年(750)	陝西省西安市考古文物研究所	西安市	2010	
⑨	祢軍墓誌	儀鳳三年(678)	不明	西安市	不明	拓本のみ公表された

父で、⑤祢寔進の子であるという。④難元慶は難汗の孫で、難武の子である。墓誌銘によると、難汗は唐に仕えた人物であるが、墓誌は今出土していない。

⑤と⑨の墓誌銘から見ると、⑨祢軍は⑤祢寔進と兄弟のような親戚関係であろう。祢軍の墓地は、⑦祢素士と⑧祢仁秀と⑤祢寔進など三人の墓地と同じく、今の西安市長安区郭杜鎮にあった可能性が高い。恐らく⑨祢軍墓誌はそこから出土したのであろう。

彼らの血縁関係を以下のようにまとめた。

I：①扶餘隆——扶餘德璋——⑥扶餘氏

II：②黒齒常之——③黒齒俊

III：祢善(思善)┉⑨祢軍

┌⑤祢寔進——⑦祢素士——⑧祢仁秀

以上の唐代百濟人墓誌からみると、百濟滅亡の際、扶餘隆と共に唐に帰服して仕えた百濟人一世は、①扶餘隆、②黒齒常之、⑤祢寔進、難汗(『難元慶墓誌』による)と⑨祢軍の五人である。また、扶餘德璋(扶餘隆の子)、難武(難汗の子)、⑦祢素士(祢寔進の子)らは来唐百濟人の二世である。⑥扶餘氏(扶餘隆の孫)、⑧祢仁秀(祢寔進の孫)らは三世である。本稿は⑨祢軍墓誌についての検討であるから、唐に帰服して仕えた百濟人一世を中心としたい。

墓誌は、当時の身分地位及び政治社会の状態と変動が凝縮されているものとして、後漢・三国時代から重視され、次第に定制化され、特に唐代で最も盛んに制作されたものである。その後、朝鮮半島に伝わり、さらに日本に伝来し、東アジア諸国にかなり影響を及ぼした。⁽²⁾このような性質を有する墓誌は、制作当時の政治体制・社会習俗・文化意識を研究する上で一次の生史料と

⁽²⁾日本の墓誌は、新川登亀男氏が、中国で「墓誌」と命名された墓誌が出現する以前の墓誌形態のもの、または「墓誌」発生期のものに準ずるものであると指摘された。また、日本の墓誌は制作年代が七世紀後半から八世紀前半までに集中することから、中国的な墓誌が基本形を維持する日本列島型墓誌の衰退を促したという指摘が興味深い(新川登亀男、2007年)。日本列島型墓誌の特徴及びその発生期、盛行期、衰退期が、中国の墓誌とどのような連動関係があるのかなどの問題は、日本木簡の盛行期の遅れと同じように見られて、再検討すべきであらう。

して注目されている。唐で亡くなった外国人も、墓誌制作を通して、自分なりの帰属意識を表した。2004年に発見された日本人遣唐使井真成、帰服して唐に仕えた百済人祢軍なども、その例外ではない。⁽³⁾

⑨祢軍墓誌は、唐に帰服して仕えた百済人一世の墓誌の中に、どのように位置づけられるのか。この問題について、彼らの死去まで任じた官職、死去後の贈官、墓誌の様式や葬式の等級、墓の場所などの面において分析する必要がある。祢軍が死去前に任じられた官職については、第三節に譲りたい。次では、墓誌の様式や葬式の等級、墓の場所などから、祢軍墓誌の位置づけを検討してみたい。(難汗墓誌は不明であるから、ここでは割愛する)

①扶餘隆墓誌は、長さ58cm、幅58cm、厚さ9.5cm、恐らく60cmのような正方形だったであろう。銘文は26行あり、毎行27字、楷書である。埋葬地は洛陽北の邙山であった。銘文によると、亡くなった後、輔国大將軍と諡号(記されていない)を贈られ、関係の中央官司(著作局か)が墓誌銘を書いたという。また、墓誌銘のタイトルである「大唐故光祿大夫、行太常卿、使持節熊津都督、帶方郡王扶餘君墓誌」は、唐代の墓誌銘の書き方と異なり、全文の最後に置かれていることから、扶餘隆は唐で特別な存在だと認識されていたのではないかと思われる(拜根興、2009年)。

②黒齒常之墓誌は、長さ70cm、幅73cm、恐らく70cmぐらい、ほぼ準正方形のような形であろう。銘文は42行あり、毎行41字、楷書である。埋葬地も洛陽北の邙山であった。銘文によると、黒齒常之は冤罪が晴れてから改葬され、左玉鈴衛大將軍及び絹物一百段を贈られたと同時に、息子の黒齒俊も右豹韜衛翊府左郎將に昇叙した。また、葬式の費用は中央政府が支給すると同時に、京官六品一人に監護させた。そして、黒齒常之に従った「参軍」(行軍長史、書記)らしい人が銘文を書いたが、これは中央政府の指示に基づいて書いたのだろう。

⑤祢寔進墓誌は、長さ58.5cm、幅58.5cm、厚さ13cm、恐らく60cmのような正方形であろう。銘文は18行あり、毎行18字、楷書である。埋葬地は長安城西南の高陽原であった。銘文によると、彼は亡くなった後、官職を贈られていないが、関係の中央官司(著作局か)に墓誌銘を書かれたという。

⑨祢軍墓誌は、長さ59cm、幅59cm、厚さ10cm、恐らく60cmのような正方形であろう。銘文は31行あり、毎行30字、楷書である。埋葬地も長安城西南の高陽里(原)であった。銘文によると、彼は亡くなった後、贈官されないが、絹布三百段、粟三百升を贈られ、葬式の費用は中央政府が支給すると同時に、「弘文館学士兼檢校本衛長史」王行本という人に監護させた。関係の中央官司(著作局か)が墓誌銘を書いたのである。

以上、まとめてみると、まずは、⑨祢軍墓誌の長さとは幅は、①扶餘隆墓誌・⑤祢寔進墓誌とはほぼ同じであるが、黒齒常之墓誌より小さい。墓誌銘は皆楷書であるが、⑨祢軍墓誌に884字あり、②黒齒常之墓誌より750余字少ないが、扶餘隆墓誌より300余字、⑤祢寔進墓誌の288字より600余字多い。したがって、在唐活動や功績(唐に帰服した後)について顕彰できるものは、祢軍は黒齒常之ほど高くないが、扶餘隆・祢寔進より多いことが分かる。⑨祢軍墓誌の厚さは①扶餘隆墓

⁽³⁾ 専修大学・西北大学共同プロジェクト編『遣唐使の見た中国と日本』、朝日新聞社、2005年7月。なお、拙稿「井真成墓誌についての基礎的考察」(『日本歴史』第690号)、「井真成墓誌を巡る諸問題」(藤田友治編著『遣唐使・井真成の墓誌』、ミネルヴァ書房、2006年9月)、「“日本”国号東亞登場時間考——対中國実物資料及中日文献の比較」(『鄭州大学学报(哲学社会科学版)』2011年6期)を参照されたい。

誌・⑨祢寔進墓誌とはほぼ同じである。

第二に、死去後の贈官について、黒齒常之と扶餘隆は贈られたが、祢軍は祢寔進と同様に贈られなかった。扶餘隆・黒齒常之に比べ、祢寔進・祢軍二人は、身分が低い、またはそれほど重視されていないことが分かる。

第三に、葬式の等級について、「司存有職、敢作銘」という銘文の表現からみると、扶餘隆は唐で特別な存在だと認識される者であり、葬式の等級はかなり高いはずである。祢寔進の葬式は、中央の役人が監護に来なかったようだが、黒齒常之と祢軍の場合は、京官六品一人が監護に来ると同時に、絹布や粟などが贈られた。したがって、黒齒常之と祢軍は、祢寔進より葬式の等級が高いと言えよう。

第四に、墓の場所について、扶餘隆と黒齒常之との二人の墓は、洛陽北の邙山にある。現存の唐人墓誌からみると、官位の高低を問わず、その時期、洛陽北の邙山に葬られた唐人が多い。「生在蘇杭、葬在北邙（生まれは蘇[州]と杭[州]、葬りは[洛陽]北の邙[山]に在り）」と言われているように、邙山の辺りは理想的な埋葬地だと古くから意識されている。祢軍と祢寔進との二人の墓は、都西南の高陽里（原）にある。後に述べるように、儀鳳三年（678）以前に、長安城西南の高陽里（原）に葬られた三品以上の高官や皇族は多くない。

もちろん、改葬や無実の罪などの特別な事情が存在しているから、以上のまとめは、必ずしも当時の事実を映したものではないかもしれないが、現在では以上のようにまとめざるを得ない。次に、死去前の官職や出身から、祢軍・祢寔進二人の在唐待遇について比べてみたい。

三、祢軍の出身と官品・勲位——祢寔進・祢植との関係

（一）、祢軍の官品——在唐の処遇

祢軍が唐で任じた官職は、『祢軍墓誌』によれば、「右武衛瀧川府折衝都尉」、「左戎衛郎将」、「右領軍衛中郎将兼檢校熊津都督府司馬」、「右威衛將軍」などがある。また、『日本書紀』卷二十七「天智紀」の「天智天皇四年（665）」条に「右戎衛郎将」とあるから、左戎衛郎将の前に「右戎衛郎将」を任じられたのであろう。『三国史記』卷七「新羅本紀」の「文武王十二年（672）九月」条に「熊津都督府司馬祢軍」とあるから、祢軍が檢校熊津都督府司馬から正官の熊津都督府司馬に昇格したことが分かる。唐では、以下のような任官の履歴を持っている。

右武衛瀧川府折衝都尉（正五品下）→右戎衛郎将（正五品上）→左戎衛郎将（正五品上）
→右領軍衛中郎将兼檢校熊津都督府司馬（従四品上）→熊津都督府司馬（正四品下？）
→右威衛將軍（従三品）

墓誌文に記されている「右威衛將軍」は、祢軍の死去前、獲得した最高の官職である。右威衛とは唐代の十六衛府の一つであり、上將軍は定員一人、従二品、大將軍は定員一人、正三品、將軍は定員二人、従三品であり、宮禁の宿衛を掌るといふ。貞元二年に初めて上將軍を置いたことから、祢軍が任じた將軍は、右威衛府の二番目の高官で、品位は従三品である。

ところで、管見の限り、百済の滅亡の際唐に帰服して仕えた百済人が任じた官職は、扶餘隆が一番高く、正三品上の「熊津都督、光祿大夫、太常卿、帶方郡王」であり、また永淳元年（682）十二月に亡くなった後、正二品の輔国大將軍を贈られている。次に、黒齒常之は正三品下の「左武威衛大將軍、檢校左羽林衛、燕国公」であって、亡くなった九年後の聖暦元年（698）に、左玉鈴衛大將軍（正三品上）を贈られている。そして、祢寔進は正三品の「左武威衛大將軍」である。

したがって、祢軍が亡くなった後、官職を贈られていないし、黒齒常之と扶餘隆、祢寔進などの三人より、官職が低いことが分かる。扶餘隆はかつて百済国の王子であったことから、高い官職を持っているのは当然のことであろう。また、黒齒常之は永昌元年（689）に亡くなったことから、長く唐に仕えてかなりの功績を持っている人物であるから、正三品下の「左武威衛大將軍、檢校左羽林衛、燕国公」に昇叙したのは、不思議ではない。

問題になるのは、亡くなる前に正三品の「左武威衛大將軍」に任じられた祢寔進より低いことである。『祢寔進墓誌』によると、彼は、咸亨三年（672）五月に亡くなる前に「左武威衛大將軍」に任じられた。ちょうど、同じ年十一月に、祢軍は従三品の「右威衛將軍」に昇叙したのである。

ちなみに、「弘文館学士兼檢校本衛長史」王行本という人は祢軍の葬式に監護させられた。もと隋朝の將軍堯君素の部将であり、武徳三年（620）三月に唐軍に帰伏したが、間もなく殺された王行本という人物がいるが、『祢軍墓誌』に出てくる王行本はこの人とは違う者であろう。「弘文館学士」とは、「詳しく図籍を正し、生徒に教授」し、また朝廷の制度修訂や礼儀作法の更新に参議できる者である（『旧唐書』）。また、「檢校本衛長史」は、檢校右威衛長史のことであろう（王連龍氏は「檢校左威衛長史」とされる）。威衛長史とは、威衛府の將軍（従三品）の次、定員一人、従六品上であるが、「弘文館学士」の官位従五品上からみると、「弘文館学士兼檢校本衛長史」王行本の官位は従六品上から従五品上までのランクで、大体六品ぐらいであろう。ちなみに、黒齒常之が改葬されたとき、「仍令京官六品一人檢校」とあるように、六品の京官が監護させられた。

以上の分析は、第二節の『祢軍墓誌』に述べた唐代百済人墓誌における位置づけと符合する。それでは、なぜ咸亨三年（672）五月に亡くなる前に「左武威衛大將軍」に任じられ、また「上柱国」、「来遠県開国子」などの名誉職も授けられた祢寔進より祢軍は官品が低いのか。次に解釈してみたい。

（二）、祢軍の勲位——祢寔進・祢植との関係

『祢軍墓誌』には、「公は、諱は軍、字は温」とある。諱と字は皆一文字であるが、唐に帰服した後、改めた唐風の名前（「唐名」）か、元の百済の名前（「百済名」）か、判断しがたい。

また、続きの記載に、「曾祖福、祖誉、父善、皆是本藩一品、官号佐平」とあるように、祢軍の曾祖父の名前は福、祖父は誉、父は善だと記されていて、これらの名前も皆一文字である。朝鮮半島出身の人が入唐してから、名前が一文字になった例があるから（李成市氏のご教示による）、祢軍の一族は、もとの名前が二文字（または三文字）あり、唐に帰服してから、一文字になった可能性がある。

ちなみに、『祢寔進墓誌』には、「祖は左平誉多、父は左平思善、並びに蕃官正一品」とあるように、祢寔進だけでなく、祖父と父の名前は二文字である。百済での官職は一品の「左平」（佐

平とも)であるし、姓も祢であることから、ほぼ同じ時代の人物である左平譽多と左平思善は、それぞれ佐平譽と佐平善とも書かれるのだろう。つまり、祢軍(613~678)と祢寔進(615~672)との二人は、兄弟である可能性が高い。

また、祢軍が「右威衛將軍」を授けられた咸亨三年(672)十一月に、祢寔進は高陽原に葬られた。六年後、祢軍も同じ高陽原に埋葬された。『祢寔進墓誌』に「恩加詔葬、礼洽飾終。以其年十一月廿一日葬於高陽原。爰命典司、為其銘。」と記されているように、「典司」即ち中央政府の関係部門が祢寔進の葬式に参加した背景には、同族の祢軍の参加があったに違いない。

ところで、二人は兄弟なのに、墓誌に記されている祖先の名前が一致していない。最新出土した『祢素士墓誌』に「公諱素士、字素、楚国琅邪人也。祖善、隨(隋)任萊州刺史。父寔進、入朝為歸德將軍、東明州刺史、左威衛大將軍。」とあるように、祢寔進の父の名前は善という一文字でもある。したがって、祢寔進と祢軍との二人は、兄弟であることが確実になる。おそらく、祢寔進の父は一字の「善」、二文字の「思善」との二つ名前を持っている。それでは、祢寔進が一字の名前を持つなら、何であろうか。

王連龍氏は、都の長安に近い折衝府の折衝都尉を授けられたのは、相当の功績があるからだと考えて、祢軍は『旧唐書』卷八十三「蘇定方伝」に見える、百濟王義慈を唐に帰順させた祢植と同一人だ、と推測している(王連龍、2011年)。百濟が滅ぼされた時、祢軍が「機を見、変を識って、劍を杖り、帰を知った(見機識変、杖劍知帰)」から、由余・金碑のような人物と同じように見なされ、功績は確かに大きい。だが、これだけによって、祢軍と祢植とが同一人だとするのは、根拠に不足があるのではないか。

まず、『新唐書』卷四十九「百官志」によると、「折衝都尉掌領屬、備宿衛、師役則總戎具・資糧・點習」とあるように、折衝都尉は宿衛に備え、役が興る時、戎具・資糧・點習を総轄する」という。澶川府は下府のようで、澶川府折衝都尉は正五品下である。また、『黒齒常之墓誌』によると、二十年代の黒齒常之が麟徳(664~669)の初、折衝都尉を授けられた。だから、祢軍が都の長安に近い折衝府の折衝都尉を授けられても、かならずしも巨大な功績を持っている人物とはいえない。少なくとも早めに百濟の滅亡を実現させたような功績と比べられないだろう。また、祢軍は従三品に昇叙したが、長く新羅に抑留されたから、その功績によったものであろう。

また、看過できないのは、祢軍と祢植との勲位である。二人の墓誌によると、祢軍は上柱国で、祢寔進は柱国である。「柱国」とは、南北朝時代の府兵制度の産物であり、厳密に言えば、「柱国大將軍」のことである。北周の建徳四年(575)に、柱国大將軍の上に上柱国大將軍が置かれた。もともと府兵の最高級統帥であるが、隋時代になると、戎制から散実官へ転換し、唐代には、勲位の枠組みに編入された(前島佳孝、2006年)。官吏勲級が十二転ある者は上柱国を受け、視正二品、十一転ある者は柱国を受け、視従二品ということになっている。唐の穆宗の長慶三年(821)に、千九百人に一度に「上柱国」が与えられることから、唐時代になってからは、実際の価値はあまり高くなかったであろう。ただ、実質のない名誉のみの称号であると言われたが、官位の高低を問わず、上柱国か柱国かなどの勲位はほとんど記されていることから、身分の標示として重視されていたのであろう。

左平は、百濟六佐平十八部体制に中心的な地位を持っている(鄭東俊、2011年)。武王代(600~

641) 以降、百済滅亡の直前、上佐平、大佐平が任じられた。また、一斉に四十一人を任じたことがある。佐平体制が混乱になったが、祢軍墓誌によると、曾祖父、祖父、父も皆佐平の官号を持っているから、武王代以前に遡る。このことから、祢軍一族の出身は百済でかなり高かったのは言うまでもない。また、『善隣国宝記』巻上に引く『海外国記』には「百済佐平祢軍」とあるように、祢軍は百済で佐平という官職を任じられた。祢軍が上柱国に任じられたのは、彼が百済の一品佐平を担当したからであろう。したがって、百済の一品佐平でもない祢寔進が柱国に任じられたのはかなり優遇されたことが分かる。

そして、祢寔進は「来遠嶺開国子」も授けられた。これは国公という爵位の一つである。「国公」とは、公、侯、伯、子、男の五等の爵位の前に「開国」とつけられたものである。もともと実際に土地を与えられる実封であるが、次第に実質のない虚封になった（前島佳孝、2011年）。ただ、封爵によって身分を保証していることから、国公は柱国と同じく明代まで存続していて、群臣も通常昇りうる最高位の封爵として重視されている。ちなみに、郡王、郡公などの封爵は王族（皇室）出身者、及び宗室以外の異姓に与えるものである。例えば、扶餘隆は帶方郡王を授けられたことがある。

ところで、『祢寔進墓誌』によると、彼には大きな功績が見えないが、咸亨三年五月に亡くなる前に「左威衛大將軍」に任じられただけでなく、また「上柱国」「来遠嶺開国子」という勲位・爵位も授けられている。つまり、祢寔進は、百済の滅亡の際、唐に帰服して仕える前に、相当の功績があったはずである。したがって、祢寔進が祢植と同一人である可能性が高い。⁽⁴⁾

祢軍と祢植とが同じ人物であるもう一つの根拠は、「軍」と「植」との意義が関連するという点である（王連龍、2011年）。ただ、祢寔進の「寔」は「じつ」ではなく、「しょく」と呼ばれる（金子修一氏の教示による）。「植」も「しょく」という発音であるから、文字が違うが、当時発音によったかもしれない（鈴木靖民氏の教示による）。例えば、『黒齒常之墓誌』に「曾祖諱文、大祖諱徳、顕考諱沙次、並官至達率。」とあり、『黒齒俊墓誌』に「祖沙子、任本郷戸部尚書。」とあるように、黒齒常之の父即ち黒齒俊の祖父は「沙次」「沙子」のような発音同じ漢字が書かれる。つまり、「植」は字、「寔進」は名（高宗皇帝から賜われた名か）である可能性が高い。したがって、祢寔進は百済王義慈を唐に帰順させた祢植に違いない。

ちなみに、最新出土した『祢仁秀墓誌』に、祢仁秀の祖父寔進は「有唐受命、東討不庭、即引其王帰義於高宗皇帝。由是拜左威衛大將軍、封来遠郡開国公。」と記されている。これは『旧唐書』巻八十三「蘇定方伝」にある「其大将祢植又将義慈来降」と呼応していると思う。したがって、祢寔進、即ち祢植は、百済王義慈を唐に帰順させた功績があるからこそ、唐の朝廷で、祢軍より官位高い官職を授けられたのではないか。

祢軍がなぜ従三品の「右威衛將軍」に任じられたのか、東アジア諸国においてどんな役割を果たしたのかという問題について、後考を待たれたい。

⁽⁴⁾これについては、董延壽、趙振華氏と拜根興氏、金栄官氏が2008年にすでに指摘した（董延壽、趙振華、2007年；拜根興、2008年；[韓]金栄官、2007年）。卓見であるが、根拠が不足であったため、王連龍氏がこれに反論して、祢軍=祢植という説を出した（王連龍、2011年）。

四、『祢軍墓誌』に見える地名と歴史典拠

『祢軍墓誌』には、いくつかの中韓地名が出てきて、歴史典拠を工夫し祢軍の功績を述べているから、難解な言葉が少なくないだろう。以下、『祢軍墓誌』に見える中韩地名と歴史典拠について、王連龍氏の釈文に間違えた文字を校正しながら解釈したい。

(一)、朝鮮半島の地名

『祢軍墓誌』には、祢軍は「熊津嶼夷人」とある。また、『祢寔進墓誌』には、祢寔進は「百済熊川人」と記されている。『三国史記』卷三十六「雜誌第五・地理三」には、「熊州は本百済の旧都なり。唐の高宗は蘇定方を遣わして之を平し、熊津都督府を置いた。新羅の文武王は其の地を取り、之を有す。神文王は改めて熊川州と為し、都督を置き、景德王十六年に、改名して熊州を置いた。今は公州なり。」とある。この「熊川」が熊川州、即ち熊州、熊津のことであろう。『日本書紀』卷十七「継体紀」継体二十三年（529）四月是月条に「毛野臣次於熊川」とある。鮎貝房之進氏が指摘したように、「熊川」は「熊津」「熊山」「熊浦」等と共通に使われた名称である（鮎貝房之進、1973年）。

嶼夷とは、『尚書・堯典』に「分命羲仲、宅嶼夷、日暘谷」とあり、「東表之地、称嶼夷」との注が施されている。『史記』には、嶼夷は「郁夷」と記されている。唐の張守節（生没年不明）『史記正義』（開元二十四年成立）にも「郁、音隅。陽或作暘。『禹貢・青州』云、嶼夷既略。按嶼夷、青州也。堯命羲仲理東方、青州嶼夷之地。」とある。また、陸徳明の『經典釈文』には、「嶼、海嶼也。夷、萊夷也」とある。すなわち、昔は山東半島の海沿い地区を指す単語である。

その後、『三国遺事』卷五「惠通降龍」には「(惠通) 往唐謁無畏三藏請業。藏曰：嶼夷之人豈堪法器。遂不開授。(唐に往き、無畏三藏に謁え、業を請うた。藏は“嶼夷の人が豈に法器に堪えられようか。”と曰き、遂に開き授けずにいた)」とあるように、「嶼夷」は朝鮮半島を指す言葉になった。

また、唐が百済を滅ぼした役を興す際、新羅王春秋が唐に任命した「嶼夷道行軍総管」の「嶼夷」は百済の意味である。『祢軍墓誌』には、やはり熊津都督府の管県の一つと理解すべきである。『三国史記』卷三十七「雜誌第六」によると、熊津都督府の轄区にある十三県には、嶼夷県が見える。「熊津嶼夷人」とは、熊津嶼夷県の人である。県名の「嶼夷」は、恐らく中国古典によって名付けられたのだろう。ちなみに、韓国扶余宮北里遺跡から出土した三国時代（7世紀）の木簡には「嶼夷」二字がある（李成市氏の教示による）。

次に、『祢軍墓誌』に「若夫巍巍鯨山、跨青丘以東峙。淼淼熊水、臨丹渚以南流」とある。その中に、鯨山という地名は現在、韓国の慶尚北道には鯨山という名前の地名があるが、北魏の鄒道元『水経注・沔水』に「漢水又東逕鼈池而爲鯨灘。鯨、大也。」とあるように、「鯨山」とは、巨大な山で、固有名詞ではないようである。劉禹錫（772-842）『送張源中丞充新羅册立使』に「日落鯨波萬頃金」、『祖堂集』（南唐保大十年[952]成立）卷十七「東国通曉大師伝」には、「還涉鯨浪、返于雞林。」とある。

「青丘」とは、「青邱」ともいう。東方の星を指す意味であるが、海外即ち蛮夷の国号を指す単語になる。『史記・司馬相如伝』にある「秋田乎青丘、彷徨乎海外。」とあり、『晋書・天文志』

に「青丘七星、在軫東南、蛮夷之國号也」とある。また、張守節『史記正義』に「青丘國、東海東三百里。」とあるように、東方の國名であり、さらに朝鮮半島を指す単語となる。『隋書・煬帝紀』に収録する「徵高麗詔」（大業八年正月壬午）に「又青丘之表、咸脩職貢。碧海之濱、同稟正朔。」とある。『祖堂集』卷十七「東國通曉大師伝」に「亭亭戒月、光流玄菟之城。皎皎意珠、照徹青丘之境。」とある。

ちなみに、「青丘」はよく石刻に出てくる。例えば、『祢寔進墓誌』に「馳聲滄海、效節青丘。」とあり、『泉男生墓誌』には「皇帝照彼青丘、亮其丹懇。」とある。崔彦撝(868～944)『高麗國溟州普賢山地藏禪院故國師朗円大師悟真之塔碑銘』（制作年代は天福五年[940]七月）には「今則高懸金鏡、普照青邱。」とある。現在、「青丘」「青邱」を用いて朝鮮半島を指す用例はよく見られるが、この発生源は、古代中国の文献であると言えよう。

また、「熊水」とは、熊川のことで、『三国史記』卷二十三「百濟本紀第一」には、「(温祚王十三年)八月、遣使馬韓、告遷都。遂画涇定疆場、北至河、南限熊川、西窮大海、東極走壤。」とある。現在、錦江(韓国忠清道)と呼ばれている川がある。ただ、ここで「熊」とは形が大きく強いことを表わす言葉であろう。「丹」とは朱色の意味で、「丹渚」とは、江淹(444～505年)『赤虹賦』に「昏青苔于丹渚、暖朱草于石路」とあるが、地名としては、不明である。

以上の分析からみると、「青丘」と「熊水」とは、朝鮮半島にあるが、現在「鯨山」と「丹渚」とは不明である。したがって、色と方位との関係から見ると、「青丘」の「青」は東(青竜)の意味で、「丹渚」の「丹」は南(朱雀)の意味で理解される(鄭東淳氏の教示による)。ただ、「青丘」という言葉は漢代から東方の國名さらに朝鮮半島を指すことから、この歴史認識と地理方位とを共にモチーフとして書かれた可能性がある。つまり、現在、「青丘」「熊川」などの朝鮮半島の地名は、古代中国の文献によって名付けられたと言えよう。

(二)、中国の地名

次に、『祢軍墓誌』に出てくる中国の地名について解釈してみたい。祢軍は「雍州長安縣之延寿里第」という場所で亡くなって、「雍州乾封縣之高陽里」という場所に葬られた。

『旧唐書』卷三十八「地理志一」によれば、雍州とは、武徳元年(618)に隋の京兆郡を雍州と改め、貞観元年(627)には関内道、開元元年(713)は京兆府と改名し、長安縣、万年縣などの二十二縣(『新唐書』は二十縣とある)を管轄したものである。そのうち、長安縣は、乾封元年(666)に分割され、乾封縣を置き、縣治は懷真坊(平岡武夫『唐代の長安と洛陽』には懷貞坊)にあった。懷直坊は朱雀街の西第二街、皇城南の第五街である。長安城の西南であるから、乾封縣が元の長安縣の西南部に当たるのだろう。長安三年(『新唐書』には長安二年とある)に乾封縣が廢され、再び長安縣に併入された。そのため、儀鳳三年(678)に制作された『祢軍墓誌』には、長安縣と乾封縣が共に現れる。

延寿里第とは、延寿里(延寿坊)にある邸第のことであろう。延寿里(延寿坊)は朱雀街の西第三街、皇城南の第一街である。北門の西には中書令閻立本(601～673?)、東隅には礼部尚書裴行儉(619～682)などの高官の宅、南門の西に懿徳寺などの寺院がある。賈島(779～843)『延康吟』詩には「寄居延寿里、為与延康隣。不受延康里、愛此里中人」とあるように、賈島は延寿里(人)が好きである。『唐兩京城坊考』卷四の「延寿坊」条に、「東南隅附馬都尉裴巽(生卒年

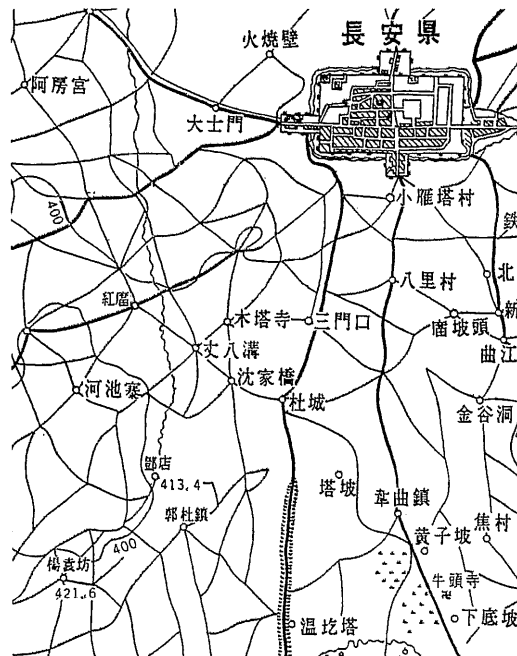
不明、唐の中宗・睿宗の時の人)宅」に「土地平敞、水木清茂、為京城之最」とあるように、東南隅附の裴行儉宅はかなり住みやすい場所である。ただ、祢軍の亡くなった場所は延寿坊のどこか、明示されていない。また、「延寿里第(延寿里の第)」とあるが、「官第」であれば官邸であり、「私第」「家第」または「宅第」であれば私邸であるが、いずれか不明である。

また、祢軍が儀鳳三年に葬られた乾封県高陽里(原)は、長安城の西南にあり、かなり有名な高官や皇族が葬られたといわれるが、管見の限り、上元元年(674)に亡くなった恭懿太子のほか、宰相李峴(大暦二年[767]卒)、東都留守韋虚心(開元二十九年卒)などの高官は儀鳳三年以降に亡くなったのである。ちなみに、乾封元年から儀鳳三年までの間に亡くなって、「乾封県高陽里(原)」に葬られた人とはっきり記されている人は、汾州隰城県丞劉滿(垂拱四年[688]卒)のほかに見当たらない。また、処士陳玄徳(永淳元年卒)、隆州司法独孤仁同(上元元年卒)、朝大夫呂大達(咸亨元年卒)などの人物の墓地は長安県高陽原とあるが、「乾封県高陽里(原)」と同じではない。そして、乾封県が置かれる乾封元年の以前、「長安県高陽原」に葬られた人には、朝散大夫宋某(名前不明)(永徽二年卒)、営州都督上柱国梁郡公子朝請郎薛玄則(龍朔二年卒)、右翊衛陶後興(顕慶元年卒)、右領軍常楽府果毅執失奉節(顕慶三年卒)などがいる。それらの高陽原に葬った人は、いずれも三品以下の官位を持っているものである。ちなみに、その前後、ほかの地方で亡くなって、洛陽に埋葬された人もいる。例えば、『張仁禕墓誌』(制作年代は儀鳳四年)によると、尚書吏部郎中張仁禕という人が、儀鳳三年に「雍州之勝業里」で亡くなったが、翌年「洛州北邙之原」に葬った。したがって、祢軍が乾封県高陽里(原)に葬られたことは、特別に優遇されたかどうか、現在判断できないと言わざるを得ない。⁽⁵⁾

祢軍と祢寔進とは、同じ一族であり、また兄弟であるから、祢寔進が葬られた「高陽原」は、おそらく雍州乾封県の高陽里であろう。ちなみに、祢寔進の子素士も孫仁秀も皆高陽里に葬られている。『祢素士墓誌』には「景龍二年八月廿九日、卒於徐州之官舎。嗚呼哀哉！即以其年十一月二日遷窆于雍州高陽原、礼也」とあり、『祢仁秀墓誌』には、「越以天寶載庚寅夏五月戊子朔廿二日己酉、克葬于長安県之高陽原、礼也。」とある。「京兆長安県高陽原」と看做されているが(董延壽、趙振華、2008年、王連龍、2011年)、その時乾封県が存在しているから、厳密に言えば「雍州乾封県」の高陽原というべきである。(画像二：長安南郊図)

祢軍が唐に帰服してから、最初に任じられた「右武衛瀋川府折衝都尉」の瀋川府は、京兆万年県瀋川郷によって名乗ったとすれば、雍州にある。『玉海』卷百三十八「兵制」に引く蘇冕『会要』に、「関内置府二百六十一、精兵二十六万、挙関中之衆、以臨四方(関内に府二百六十一を置き、精兵が二十六万有り、関中の衆を挙げ、以って四方を臨む)」とあるように、近畿周辺に、かなりの軍府が置かれた。『新唐書』卷三十七「地理志一」によれば、雍州には、県二十二と府百三十一がある。ただ、府の名前は真化、新城や太清など十一府しか挙げられておらず、「余、皆逸した」とあるように、ほとんど名前が散逸している。『祢軍墓誌』に出てくる「瀋川府」は、この散逸した百三十一府の一つであろう。

⁽⁵⁾ 今まで発表された論著には、高陽原に葬られた人物は高官や貴族であるから、高陽原に葬った祢氏が優遇されたと言われているが、具体的な人物を挙げてこなかった(董延壽、趙振華、2007年、拜根興、2008年、王連龍、2011年)。



画像二：長安南郊図（平岡武夫『唐代の長安と洛陽』p80）

（三）、祢軍墓誌に見える歴史典拠

『祢寔進墓誌』と同じく『祢軍墓誌』にも、修辞を尽くして、多くの典拠が出てくる。難解なものもいくつかあるので、以下のように『祢軍墓誌』に見える歴史典拠について説明してみたい。

まず、「靈文逸文、高前芳於七子。汗馬雄武、擅後異於三韓。」の典拠である。「七子」とは、漢末・建安時期（196～220）の作家孔融、陳琳、王粲、徐幹、阮瑀、応瑒、劉楨等の七人即ち「建安七子」であろう。曹丕『典論・論文』に「今之文人魯国孔融文举、広陵陳琳孔璋、山陽王粲仲宣、北海徐幹偉長、陳留阮瑀元瑜、汝南応瑒德璉、東平劉楨公幹、斯七子者、於学無所遺、於辞無所假、咸自以騁驥驟於千里、仰齊足而並馳。」とある。「三韓」とは、『後漢書・東夷伝・三韓』に「韓有三種：一曰馬韓、二曰辰韓、三曰弁辰。……馬韓最大、共立其種為辰王、都目支国、盡王三韓之地。」とあるように、馬韓、辰韓、弁韓（辰）を指す意味である。後に朝鮮半島を指すようになった。杜甫『奉贈太常張卿均十二韻』に「方丈三韓外、崑崙万国西。」とある。墓誌によく出てきて、『扶餘隆墓誌』に「氣蓋三韓、名馳兩貊。」とあり、『泉男生墓誌』に「五部酋豪、三韓英傑。」とある。また、『難元慶墓誌』にも「氣蓋千古、譽重三韓。」とある。

以上のことから、この典拠の文意は、祢軍の祖先の「文才は建安七子ほど低くない。武芸は三韓の人々より優れる。」と理解する。

次に、「似由余之出戎、如金碑之入漢。」という典拠について、すでに指摘されたように、「由余が西戎を出て秦に仕えることに似て、金碑（金日磾）が北狄を出て漢に入ることの如く」との意味である（董延寿、趙振華、2008年、王連龍、2011年）。由余という人物は、『史記・秦本紀』に見られる。金碑という人物はまた金日磾、日磾とも呼ばれる。『漢書・金日磾伝』の中に詳し

く記されている。この二人は異域の出身者であるが、秦、漢に仕え、才能によって官職を授けられ、賢明の君主を補佐して、国家を経略した功績を持っている人物である。『広弘明集』巻十四「辨惑」に「夫由余出自西戎、輔秦穆以開霸業。日磾生於北狄、侍漢武而除危害。」とある。ちなみに、『祢寔進墓誌』にも「豈与夫日磾之輩、由余之儔、議其誠績、較其優劣者矣。」とあり、『扶餘隆墓誌』に「比之秦室、則由余謝美。方之漢朝、則日磾慚德。」、『黒齒常之墓誌』に「恭聞日磾為漢之鞞、亦有里奚為秦之娣。」とあるように、唐に降伏し朝廷に仕える百濟人の墓誌には、この用例はよく見られる。ちなみに、『祢素士墓誌』に「休屠侍漢、角里違秦。」とある。この休屠とは金日磾のことである。『漢書・金日磾伝』に「金日磾、字翁叔、本匈奴休屠王太子也。」とある。祢軍を百濟王義慈を脅迫して唐に帰順させた祢植と比定する王連龍氏は、恐らくほかの百濟人墓誌に記されているこの典拠を見落としたのであろう。

以上のことから、この典拠の文意は、祢軍が百濟から唐に入り、仕えたことは「由余の出戎に似て、金磾の入漢の如く。」と理解する。

そして、「於時、日本餘嚙、據（拋）扶桑以通誅。風谷遺叱、負盤桃而阻固。」という典故について、すでに指摘があるように、「扶桑」は日本国の旧称呼と思われることから、「日本」の二字についても日本国号のことを指すと見なされている（王連龍、2011年）。けれども「日本」と対応して使われる「風谷」は国の称呼ではない。「日本」を国号と考えるのは、文章構成上は無理があろう。最近、東野治之氏は、「風谷」という用語は風神即ち箕伯と関係があり、箕子朝鮮の都王險城（現在の平壤）に箕子の墓があるから、高句麗を指す言葉であって、「日本」は百濟を指す言葉であろうと指摘している（東野治之、2012年）。

王連龍氏は、「扶桑」という言葉が唐代の詩文に見え、日本国と関連していることを根拠に、「日本」を日本国号と理解した。確かに、「扶桑」はしばしば唐代の詩文に現われ、日本国と関連しているが、そのほとんどは八～九世紀の唐詩にみえるものである。これらの「扶桑」がたとえ日本を指すとみなしても、七世紀までは遡れない。しかも「扶桑」は新羅・高句麗を指す場合も見られるから、決して日本国の意味だけに拘束されない。そもそも「扶桑」は、日の出でる処（東方）を意味し、そこから東方の朝鮮半島と倭国（日本列島）が仮想的な扶桑国という認識・理解が誕生したとみられる。「扶桑」が明確に日本を指す用語となるのは宋代であろう。しかし、宋代の時でも、「扶桑」は日本国を指す言葉としてはまだ定着していなかった。中国少林寺に現存する『淳拙和尚碑』（1392年立）には「扶桑沙門徳始撰」とあり、日本僧徳始は自ら扶桑の僧侶と記している。おそらく中国における日本国の称呼としての「扶桑」は、元明時代に中国に渡った留学僧によって伝わり、受け入れられたものであろう。つまり、扶桑＝日本国という呼び方は、まずは日本で登場したと考えられるのである。

また、盤桃（蟠桃）も東方の地名・国名としては古くから認識されていて、日の出づる所を指す言葉である。したがって、「盤桃」という言葉は、「扶桑」だけではなく、日の出づる所、即ち「日本」の対句として使われていると思われる。

さらに、風神箕伯の国とは、遼州（箕州、現在の山西省太原市の西）にあり、高句麗ではありえない。「風丘」は「青丘」と同じく、朝鮮半島の高句麗と百濟を指す言葉であるが、「風谷」とは「風丘」と同じ意味であるかどうか今は判断できない。また「日本」と対句となっている「風

谷」は、「日の出づる処」を指す「暘谷」と同じ意味で、嶼夷と同じく朝鮮半島の百済を指すと考えられる。ちなみに、東野氏は「日本」には新羅を指す用例もあると指摘したが、新羅人に送った唐詩にある「日本」二字は、もともと「日東」とある可能性が高い。管見のかぎり、「日本」が百済を指す用例は見当たらない。

ところで、唐と高句麗との戦いは、主に乾封元年（666）九月以降に展開した。この当時、唐は倭国のことについて無関心ではいらなかったはずである。したがって、「日本餘嚙」という表現も、白村江の戦いに敗北した倭国を指す可能性も否定はできないだろう。ちなみに、「海表」「海東」「東瀛」は唐代の人々がよく使ったが、「海左」「瀛東」などはあまり使われない表現で、これらの言葉を発した者（祢軍墓誌銘原資料の提供者）は海の辺りにあったと考えられる。そして、この「海の辺り」とは百済を指すと考えるべきである。つまり、「日本」国号は朝鮮半島（特に百済）に由来する可能性がある。

ともかく、史料上は「日本」の二字が唐において日本国号として公式に認められたのは八世紀初頭であって、『祢軍墓誌』の「日本」は文章構成上も国号とは考えられない。ただし、国号「日本」の由来と関係がある可能性までは否定できない。「日本」の二字がどのようにして国号となり定着したのかは、今後、改めて詳細な検討が必要である。

以上のことから、この典拠の文意は、「時に、日本の餘嚙、扶桑に抛りて以て誅を連れ、風谷の遺叱、盤桃を負いて阻固す。」と理解すべきである。

最後に、「豈暘曦馳易往、霜凋馬陵之樹。川閔難留、風驚龍驤之水。」という典故について、説明してみたい。「馬陵」とは、現在河北省大名市の東南の地名である。『史記・孫子呉起列伝』に「孫子度其行暮當至馬陵。馬陵道陝、而旁多阻隘、可伏兵、乃斫大樹白而書之曰：龐涓死於此樹之下。（中略）龐涓果夜至斫木下、見白書、乃鑽火燭之。讀其書未畢、齊軍万弩俱發、魏軍大乱相失。龐涓自知智窮兵敗、乃自剄。」とある。つまり、龐涓（？～紀元前342）という軍事家は、孫子（？～紀元前316、孫臏のこと）に「馬陵」で伏兵を設けられて、「馬陵」の木に書いた「龐涓死於此樹之下」を見たとき、弩で射殺された。その後、北周庾信（513～581）『周大將軍上開府広饒公鄭常墓誌銘』に「置陣黎陽、麾兵官渡、平陰聽烏、馬陵書樹。」とあるように、「馬陵書樹」は典型的な戦いの代名詞になる。ただ、ここで、龐涓の優れた軍事才能を十分に発揮せずに死んだとの意味であろう。

「龍驤」とは、晋の功臣、龍驤將軍王濬（206～286）のことを指す。『晋書・王濬伝』に彼のことが詳しく記されている。軍事才能が優れた王濬は、龍驤將軍に任じられ、水軍を訓練し、2000余人が乗れるほどの戦船を造り、「舟楫之盛、自古未有」とあるように、呉国の水軍を取り、更に孫呉を滅ぼし、三国の統一を促した、巨大な功績を持っている人物である。だが、彼は嫉妬されて処罰されたこともあった。

以上のことから、この典拠の文意は、「曦（太陽）が馳せ、往るのが易しく、霜が馬陵の樹に凋落する。川が閔き、留めるのが難しく、風が龍驤の水に驚くように、祢軍の優れた軍事才能を十分に発揮せずに死んだことが残念だと理解する。

おわりに

以上のように、『祢軍墓誌』について、(1) 祢軍墓誌の形態、(2) 中国で出土した唐代百濟人墓誌、(3) 祢軍の出身と官品・勲位、(4) 『祢軍墓誌』に見える地名と歴史典拠、という四節に分けて考察してみた。

(1) では、『祢軍墓誌』の史料性について、公表された祢軍墓誌の形・紋様及び行文の空格を中心に、ほかの唐人墓誌や在唐百濟人の墓誌との比較を行って、共通点や相似点の一つずつ検討したうえで、祢軍墓誌の信憑性が高いと指摘した。

(2) を通じて、今まで中国で出土した唐代百濟人、特に入唐して仕えた百濟人一世の墓誌における『祢軍墓誌』の位置づけ及び『祢寔進墓誌』との比較を行った。在唐活動や功績(活躍・役割)について顕彰できるものは、祢軍は祢寔進より多いし、祢寔進より葬式の等級が高いと述べた。

(3) について、祢軍の官位は祢寔進より低く、勲位(名誉職など)が高いことが分かる。また、(2) の結論を踏まえて、弟の祢寔進は、百濟王義慈を唐に帰順させた祢植と同一人だと指摘した。

(4) では、祢軍の墓地から彼が優遇されたことが確認できないと指摘した。また、祢軍の才能を褒める語句として使われるもので、かなり文言を駆使するだけでなく、歴史典故をモチーフとして、彼の功績を顕せる銘文を作ったと述べてみた。

以上、祢軍墓誌について、試みに四点考察してみた。今後、より適切な調査を行い、祢軍墓誌が早めに公表されるよう期待したい。また古代東アジアの国際情勢と人流における祢軍一族は唐・百濟・新羅・倭国の四国でどう認識されたのか、今後の課題としたい。

なお、本稿は、荒木敏夫先生のお勧めで執筆してみたが、文字数の制限を超えたので、『祢軍墓誌』に見える「日本」と「東アジアにおける祢氏一族の活動」との二部が別稿になっており、ご参照されたい。本文の作成中、新川登亀男先生のご教示を得た。ここで、改めて荒木敏夫先生、新川登亀男先生に厚く謝意を申し上げたい。

[参考文献]

- 1、王連龍「百濟人『祢軍墓誌』考論」、『社会科学戦線』2011年7期。
- 2、董延寿、趙振華「洛陽、魯山、西安出土の唐代百濟人墓誌探索」、『東北史地』2007年2期。
- 3、拜根興「百濟遺民『祢寔進墓誌銘』関連問題考釈」、『東北史地』2008年2期。
- 4、拜根興「入郷隨俗:墓誌所載入唐百濟遺民的生活軌跡——兼論百濟遺民遺跡」、『陝西師範大学学报(哲学社会科学版)』2009年第4期。
- 5、新川登亀男「墓誌の社会史」、新川登亀男、高橋龍三郎編『東アジアの歴史・民族・考古』、雄山閣、2009年。
- 6、石見清裕「唐代墓誌の避諱と空格」、鈴木靖民主編『円仁と石刻の史科学』、高志書店、2011年。
- 7、鄭東俊「百濟の武王代における六佐平——一八部体制」、『朝鮮学報』第220輯、2011年。
- 8、前島佳孝「柱国と国公——西魏北周における官位制度改革の一齣」、『九州大学東洋史論集』三四、2006年。

- 9、平岡武夫『唐代の長安と洛陽（地図）』、京都大学人文科学研究所、1956年。
- 10、鮎貝房之進『朝鮮地名考（下）』、景仁文化社、1973年11月。
- 11、趙振華『洛陽古代銘刻文献研究』、西安三秦出版社、2009年。
- 12、西安長安博物館編『長安新出墓誌』、中国文物出版社、2011年。
- 13、郝本性、李秀萍主編『新中国出土墓誌』（河南卷）、中国文物出版社、1994年。
- 14、中国文物研究所編『新中国出土墓誌』（陝西卷）、中国文物出版社、2003年。
- 15、周紹良、趙超主編『唐代墓誌彙編（上）』、上海古籍出版社、1992年。
- 16、北京図書館金石組編『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本彙編』、中州古籍出版社、1989年。
- 17、洛陽文物工作隊編『洛陽出土歴代墓誌輯繩』、中国社会科学出版社、1991年。
- 18、気賀沢保規編『唐代墓誌所在総合目録』（改訂版）、汲古書院、2004年。
- 19、余扶危、張劍主編『洛陽出土墓誌目録』、鄭州朝華出版社、2001年。
- 20、洛陽古代芸術館編『隋唐五代墓誌彙編（洛陽卷）』、天津古籍出版社、1991年。
- 21、袁道俊編著『唐代墓誌』、上海人民美術出版社、2003年。
- 22、金栄官撰、金憲鏞訳「百濟遺民『衺寔進墓誌』紹介」、西安碑林博物館編『碑林集刊』第13輯、2007年。
- 23、韓国古代社会研究所編『韓国古代金石文（Ⅰ）』、駕洛国史蹟開発研究院、1992年。
- 24、東野治之「百濟人衺軍墓誌の"日本"」、『図書』2012年2月号（第756号）。

附録：唐代百濟人関連石刻の釈文

凡例：

(一)、墓誌銘の原文字をできるだけ忠実に再現するため、一部の文字を旧字体で抄録すること。例えば、「濟」は「濟」と、「国」は「國」と、そのままに録す。

(二)、句読点を書き入れるため、原墓誌の空格を明示しないで写すが、換行の場合は符号／で表し、闕字の場合は□で表すこと。

(三)、違う釈文の文字があったら、脚注を入れる。墓誌銘についての考察は「筆者の案」として、全文の後ろに書き入れること。

1. 扶餘隆墓誌

蓋の銘文：

大唐故/扶餘府/君墓誌

誌石の銘文：

公諱隆、字隆、百濟辰朝人也。元□□孫啓祚、暘谷稱雄、割據一方、跨躡千載。仁厚成俗、光揚漢史。忠孝立名、昭彰晉策。祖璋、百濟國王、沖撫清/秀、器業不群。貞觀年、詔授開府・儀同三司・柱國・帶方郡王。父義/慈、顯慶年授金紫光祿大夫・衛尉卿、果斷沉深、聲芳獨劭。趨藥街而沐/化、績著來王。登棘署以開榮、慶流遺胤。公幼彰奇表、夙挺瓌姿、氣蓋三/韓、名馳兩貊。孝以成性、慎以立身、擇善而行、聞義能徙。不師蒙衛而□/發慚工、未學孫吳而六奇間出。顯慶之始、王師有征。公遠鑒天人、深知/逆順、奉珎委命、削衽歸仁。去後夫之凶、革先迷之失。款誠押至、褒賞荐/加。位在列卿、榮貫蕃⁽¹⁾國。而馬韓餘燼、狼心不悛、鷓張遼海之濱、蟻結丸/山之域⁽²⁾。皇赫斯怒、天兵耀威。上將擁旄、中權奉律。吞噬之筭、雖/稟廟謀。綏撫之方、且資人懿。以公為熊津都督、封百濟郡公、仍/為熊津道總管兼馬韓道安撫大使。公信勇早孚、威懷素洽、招携邑落、/忽若拾遺、剪滅姦匈、有均沃雪。尋奉明詔、修好新羅。俄沐/鴻恩、陪覲東岳。勳庸累著、寵命日隆、遷秩太常卿、封王帶方郡。公事君/竭力、徇節亡私、屢獻勤誠、得留宿衛。比之秦室、則由余謝美。方之漢朝、/則日碑慙德。雖情深匪懈、而美疢維幾。砭藥罕徵、舟壑潛徙、春秋六十/有八、薨於私第。贈以輔國大將軍、諡曰(二字空格がある——筆者注)。公擅操堅愨、持身謹正、高/情獨詣、遠量不羈。雅好文詞、尤玩經籍。慕賢才如不及、比聲利於遊塵。/天不慙遺、人斯胥悼、以永淳元年歲次壬午十二月庚寅朔廿四日癸酉/葬於北邙清善里、禮也。司存有職、敢作銘云：/
海隅開族、河孫效祥。崇基峻峙、遠派靈長。家聲克嗣、代業逾昌。澤流澆/水、威稜帶方。餘慶不孤、英才繼踵。執尔貞愨、載其忠勇。徇國身輕、亡家/義重。迺遵王會、遂膺天寵。桂婁

⁽¹⁾周紹良・趙超主編『唐代墓誌彙編(上)』、董延壽・趙振華「洛陽、魯山、西安出土的唐代百濟人墓誌探索」に「蕃」とあるが、拓本を詳細に見ると、「蕃」と判読できる。

⁽²⁾董延壽・趙振華の上掲論文に「城」とあるが、拓本によって「域」と判読できる。

初擾、遼川不寧。薄言携育、寔賴/威靈。信以成紀、仁以為經。宣風徼塞、侍蹕云亭。爵超五等、班參九列。虔/奉天階、肅恭臣節。南山匪固、東流遽閱。敢託明旌、式昭鴻烈。/
大唐故光祿大夫・行太常卿・使持節・熊津都督・帶方郡王扶餘君墓誌/

筆者の案：

『扶餘隆墓誌』は以前開封の開封博物館に保存されたが、現在河南省博物院（鄭州）に収蔵されている。拓本が初めて公表されたのは、羅振玉『芒洛墓遺文四編』卷三（家刻本、1917年）である。後に日本学者内藤湖南等に注目され、日本に紹介された。

現在、拓本は、『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本彙編』第16冊第187頁、『隋唐五代墓誌彙編（洛陽卷）』第6冊第87頁、『洛陽出土歴代墓誌輯繩』第373頁などに収録されている。また、目録は、『洛陽出土墓誌目録』第163頁、『唐代墓誌所在総合目録』（改訂版）第67頁に収録されている。

2. 黒齒常之墓誌

蓋の銘文：

不明

誌石の銘文：

大周故左武威衛大將軍・檢校左羽林軍・贈左玉鈐衛大將軍・燕國公黒齒府君墓誌文并序/
太清上冠、合其道者坤元。至聖高居、參其用者師律。不有命世之材傑、其奚以應斯數哉！然則求玉榮者、必/遊乎密山之上。蘊金聲者、不限乎魯門之下矣。府君諱常之、字恒元、百濟人也。其先出自扶餘氏、封于黒齒、/子孫因以為氏焉。其家世相承為達率。達率之職、猶今兵部尚書、于本國二品官也。曾祖諱文、大祖諱德、顯/考諱沙次、並官至達率。府君少而雄爽、機神敏絶、所輕者嗜欲、所重者名訓。□⁽³⁾府深沉、清不見其涯域。情軌/闊達、遠不形其里數。加之以謹慤、重之以温良。由是親族重之、師長憚之。年甫小學、即讀春秋左氏傳及班/馬兩史。歎曰：“丘明恥之、丘亦恥之、誠吾師也、過此何足多哉？”未弱冠、以地籍授達率。唐顯慶中、遣邢國公蘇/定方平其國、與其主扶餘隆俱入朝、隸為萬年縣人也。麟德初、以人望授折衝都尉、鎮熊津城、大為士眾所/悅。咸亨三年、以功加忠武將軍・行帶方州長史、尋遷使持節・沙泮州諸軍事・沙泮州刺史、授上柱國。以至公/為己任、以忘私為大端。天子嘉之、轉左領軍將軍、兼熊津都督府司馬、加封浮⁽⁴⁾陽郡開國公、食邑二/千戸。于時德音在物、朝望日高。屬浦海生氣、蘭河有事、以府君充洮河道經略副使、實有寄焉。府君稟質英/毅、資性明達。力能翹關、不以力自處。智能御寇、不以智自聞。每用晦而明、以蒙養正⁽⁵⁾、故其時行山立、具瞻在/焉。至於仁不長姦、威不害物、賞罰有必、勸沮無違。又五校之大經、三軍之元吉。故士不敢犯其令、下不得容/其非。高宗每稱其善、故以士君子處之也。及居西道、大著勳庸。于時中書令李敬玄為

⁽³⁾この□（判読不能）字は周紹良・趙超の上掲書、董延壽・趙振華の上掲論文に空格と見なされているが、「情軌闊達」四字と対句として使われるから、やはり一文字があるべきであろう。

⁽⁴⁾周紹良・趙超の上掲書に「淳」とあるが、拓本によって「浮」と判読できる。ちなみに、淳陽郡は見られないが、浮陽郡は滄州のことで、北魏太和十一年に初めて置かれ、唐では河北道に隸属したところである。

⁽⁵⁾『韓國古代金石文Ⅰ』に「缶」とあるが、拓本によって「缶」ではないことがわかる。ちなみに、『周易』には「以蒙養正、以明夷莅」とある。

河源道經略/大使、諸軍取其節度。赤水軍大使尚書劉審禮、既為敗沒、諸將莫不憂懼。府君獨立高崗之功、以濟其難、轉/左武衛將軍、代敬玄為大使、從風聽也。府君傍無聲色、居絕翫好。枕藉經書、有祭遵之樽俎。懷藴明略、同杜/預之旌旗。胡塵肅清而邊馬肥、漢月昭亮而天狐滅。出師有頌、入凱成歌、遷左鷹揚衛大將軍・燕然道副大/揔管。垂拱之季、天命將革。骨卒祿、狂賊也、既不睹其微。徐敬業、逆臣也、又不量其力。南靜淮海、北掃/旄頭、並有力焉、故威聲大振。制曰：“局度溫雅、機神爽晤、夙踐仁義之途、聿蹈廉貞之域。言以昭行、學/以潤躬、屢摠戎麾、每申誠效。可封燕國公、食邑三千戶、仍改授右武威衛大將軍・神武道經略大使、余如故。”/於是董茲哮勇、剪彼兇狂。胡馬無南牧之期、漢使靜北遊之望。靈夏衝要、妖羯是瞻、君之威聲、無以為代。又/轉為懷遠軍經略大使、以遏遊氛也。屬禍流群惡、纓起孤標、疑似一軫、玉石斯混。既從下獄、爰隔上穹、義等/絕頡、哀同仰藥、春秋六十。長子俊幼丁家難、志雪遺憤、誓命虜庭、投軀漢節。頻展誠效、屢振功名。聖曆元年、/冤滯斯鑿、爰下制曰：“故左武威衛大將軍・檢校左羽林衛・上柱國・燕國公黑齒常之、早襲衣/冠、備經驅策、亟摠師律、載宣績效。往邁飛言、爰從訊獄、幽憤殞命、疑罪不分。比加檢察、曾無反狀、言念非辜、/良深嗟憫。宜從雪免、庶慰瑩魂、增以寵章、式光泉壤。可贈左玉鈐衛大將軍、勳封如故。其男遊擊將軍・行蘭/州廣武鎮將・上柱國俊、自嬰家咎、屢效赤誠、不避危亡、捐軀徇國、宜有褒錄、以申優獎。可右豹韜衛翊府左/郎將、勳如故。”粵以聖曆二年壹月廿二日敕曰：“燕國公英俊所請改葬父者、贈物一百段。其葬事幔/幕手力一事、以上官供、仍令京官六品一人檢校。”即用其年二月十七日奉遷于邙山南官道北、禮也。惟府/君孤峰偉絕、材幹之表也。懸鏡虛融、理會之臺也。言寡而意博、無枝葉之多蔽。謀動而事成、有本末之盡美。/夙夜匪懈、心存於事上。歲寒不移、志在於為下。非君子之所關懷、必不入於思慮。非先王之所貽訓、必不出/於企想。自推轂軍門、建節邊塞。善毀者不能加惡、工譽者不能增美。智者見之謂之智、仁者見之謂之仁。至/於推財忘己、重義先物、雖刎首不顧其利、傾身不改其道。由是懦夫為之勇、貪夫為之廉。猶權衡之不言、而/斤兩定其謬。駒駘之絕足、而駑駘知其遠。至於吏能貞幹、走筆而雙璧自非。鑒賞人倫、守默而千金成價。固/非當世之可效、蓋拔萃之標準也。榮辱必也、死生命也、苟同於歸、何必終於婦人之手矣。余嘗在軍、得參義/府、感其道、頌其功、乃為銘曰：/談五岳者、不知天台之翠屏也。觀四瀆者、不晤雲洲之丹榮也。恭聞日磬為漢之鞞、亦有里奚為秦之梯⁶⁾。苟/云明哲、與眾殊絕、所在成寶、何往非晰。惟公之自東兮、如春之揚風兮。文物資之以動色、聲明佇之以成功/兮。悠悠旌旆、蕭蕭軒蓋。擊鴻鐘、鼓鳴籟。云誰之榮、伊我德聲。四郊無戎馬之患、千里捍公侯之城。勳績既展/矣、忠義既顯矣。物有忌乎貞剛、行有高而則傷。中峰落其仞、幽壤淪其光。天下為之痛、海內哀其良。/天鑿斯孔、褒及存亡。余實感慕、為之頌章。寄言不朽、風聽無疆。/

筆者 の 案：

『黑齒常之墓誌』は『黑齒俊墓誌』とともに1929年に出土した後、李根源氏に購入され、蘇州に持っていかれた。現在、『黑齒常之墓誌』と『黑齒俊墓誌』を含む収蔵の墓誌百点は南京博物

⁶⁾周紹良・趙超の上掲書、董延寿・趙振華の上掲論文に「梯」とあるが、『韓国古代金石文Ⅰ』に「梯」とある。拓本によって「梯」と判読できる。

院に保存されているが、墓誌蓋が不明である。

現在、拓本は、『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本彙編』第18冊第152頁、『隋唐五代墓誌彙編(洛陽卷)』第7冊第147頁、『唐代墓誌』第31頁などに収録されている。また、目録は、『洛陽出土墓誌目録』第163頁、『唐代墓誌所在総合目録』(改訂版)第67頁に収録されている。

3. 黒齒俊墓誌

蓋の銘文：

不明

誌石の銘文：

大唐故右金吾衛守翊府中郎將・上柱國黒齒府君墓誌銘并序／

公諱俊、即唐左領軍衛大將軍・燕國公之子焉。分邦海濱、見美玄虛／之賦。稱酋澤國、取重大沖之詞。熾種落於遐荒、積衣冠於中國。立功／立事、懸名於晝月之旗。為孝為忠、紀德於繫年之史。曾祖加亥、任本／鄉刺史。祖沙子、任本鄉戸部尚書。並玉挺荆山、珠光蔚浦。耀錦衣於／日域、風化大行。撫仙署於天涯、星⁽⁷⁾台時敘。父常之、皇朝左武衛大／將軍・上柱國・燕國公・贈左領軍衛大將軍。材冠孤臣、行光金氏。功蓋／天地、仲孺之任將軍。賞茂山河、邵爽之封燕國。死而可作、褒贈載榮。／公稟訓將門、夙懷武略、陶謙兒戲、即列旌旗。李廣所居、必圖軍陣。由／是負燕頤之遠略、挺猿臂之奇工。弱冠、以別奏從梁王孽西道行、以／軍功授遊擊將軍、任右豹韜衛翊府左郎將、俄遷右金吾衛翊府中／郎將、上柱國。高踐連雲之閣、俯從秋省之游。珥晉代之華貂、盛漢年／之車服。方冀七葉貽慶、以享西漢之榮。豈圖二豎作口、俄從北斗之／名⁽⁸⁾。以神龍二年五月廿三日遘疾、終洛陽縣從善之口、春秋卅一。烏／呼！城府颯焉、邦國殄瘁。惟公志氣雄烈、宇量高深、雖太上立功、劬勞／苦戰。而數奇難偶、竟不封侯。奄及殲良、朝野痛惜。即以神龍二年歲／次景午八月壬寅朔十三日葬於北邙山原、禮也。途移楚挽、路引周籥。／窀穸將開、黃腸遽掩。封崇既畢、翠柏方深。紀餘恨於埋玉、庶碑字之／生金。銘曰：／於維後唐、求賢以理、類當見用、矜侯入仕。西戎孤臣、東夷之子、求／如⁽⁹⁾不及、片善斯紀。其一。紀善奚謂、加之冠纓、忠以立勳⁽¹⁰⁾、孝以揚名。允矣／皇考、早勵清貞、孝哉令嗣、無墜厥聲。其二。厥聲伊何？將門武德、受命／分閫、立功異域。克定禍亂、掃除氛慝、哥鐘賞賢、車服表德。其三。車服伊／何？金吾最盛、美矣夫子、膺茲寵命。高閣連雲、華貂疊映、享此積善、冀／傳餘慶。其四。餘慶不延、俄終小年、梁木斯壞、彼蒼者天。挽悲蒿里、簫喝／松阡⁽¹¹⁾、一埋白日、永瘞黃泉。其五。／

⁽⁷⁾周紹良・趙超の上掲書に口(判読不能)とあるが、董延寿・趙振華の上掲論文に「星」とある。現在、拓本では判読できないままである。

⁽⁸⁾周紹良・趙超の上掲書、董延寿・趙振華の上掲論文に「北斗之召」とあるが、『韓国古代金石文Ⅰ』に「北升之名」とある。拓本によって「北斗之名」と判読できる。

⁽⁹⁾周紹良・趙超の上掲書に「求」字と「如」字との間に口(判読不能)とあるが、現在、拓本によるとともにとともと空格と判断できる。理由は不明であるが、「受命」の後ろも一字空格がある。

⁽¹⁰⁾董延寿・趙振華の上掲論文に「績」とあるが、拓本によって「勳」と判読できる。

⁽¹¹⁾周紹良・趙超の上掲書、董延寿・趙振華の上掲論文に口(判読不能)とあるが、呉綱編『全唐文補遺』(第二輯)に「阡」字と見なされている。現在、拓本では判読できないままである。

筆者の案：

『黒齒俊墓誌』によると、彼は洛陽で神龍二年五月に亡くなった。直前の三月、重病の黒齒俊のために、太原県天龍寺に『大唐□部將軍功德記』が作られたらしい。詳しくは下文の「11.□部將軍功德記」を参照されたい。

現在、拓本は、『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本彙編』第20冊第33頁、『隋唐五代墓誌彙編（洛陽卷）』第8冊第78頁、『唐代墓誌』第40頁などに収録されている。また、目録は、『洛陽出土墓誌目録』220頁、『唐代墓誌所在総合目録』（改訂版）第99頁に収録されている。

4. 難元慶墓誌

蓋の銘文：

不明

誌石の銘文：

大唐故宣威將軍・左衛汾州清勝府折衝都尉・上柱國難君墓誌銘并序/
君諱元慶、其先即黃帝之宗也、扶餘之爾類焉。昔伯仲枝分、位居東表、兄弟同政、爰國臣韓。妙以治民之難、因為姓矣。孔丘序舜典、所謂歷試諸難、即其義也。/高祖珣、仕遼任達率官、亦猶今宗正卿焉。祖汗、入唐為熊津州都督府長史。父/武、中大夫・使持節・支潯州諸軍事・守支潯州刺史、遷忠武將軍・行右衛翊府中/郎將。並仁明識遠、在政□聞、德□詞宏、邦家共達。君幼而聰敏、無所不精。尋授/遊擊將軍、行檀州白檀府右果毅、直中書省。雖司雄衛、恒理文軒。俄轉夏州寧/朔府左果毅都尉、直中書省內供奉。屬邊塵屢起、烽火時驚。以君宿善帷簪、早/參師律。文乃□□□□□□□□⁽¹²⁾軍□弓旌□重、要之綏撫、倒載干戈。遂授朔/方軍總管。君以□□□□命⁽¹³⁾□建奇□九姓於□殲夷、三軍晏然無事、凱歌旋/入、高會星樓。天子以祿不足以酬能⁽¹⁴⁾、特賜紫金魚袋、衣一襲、物一百匹。/俄⁽¹⁵⁾屬羌戎氏⁽¹⁶⁾□、河西胡亡、俾君招徠、降如雨集。□俘操袂、內宴褒功、特賜□六、/馬十、物一百匹。授宣威將軍、遷汾州清勝府折衝都尉、勳各如故。君植性⁽¹⁷⁾溫恭、/□神道德、無□官賞⁽¹⁸⁾、恒懷耿潔⁽¹⁹⁾。恐量不剋往⁽²⁰⁾、能不濟時、坐必儼然、目以定體。□/人所利、□惠□□永乎。積善無徵、奠楹遄效、露

⁽¹²⁾この□（判読不能）文字は郝本性・李秀萍主編『新中国出土墓誌・河南卷（壹）』に七字と見なされているが、拓本によると八字である。

⁽¹³⁾郝本性・李秀萍の上掲書に「令」とあるが、拓本では判読しにくい、「令」ではない。董延壽・趙振華の上掲論文に「命」とある。これに従うべきであろう。

⁽¹⁴⁾郝本性・李秀萍の上掲書に□（判読不能）とあるが、拓本によって「能」と判読できる。

⁽¹⁵⁾郝本性・李秀萍の上掲書に□（判読不能）とあるが、董延壽・趙振華の上掲論文に「俄」とある。現在、拓本では判読できない。

⁽¹⁶⁾董延壽・趙振華の上掲論文に□（判読不能）とあるが、郝本性・李秀萍の上掲書に「氏」とある。現在、拓本では判読できない。

⁽¹⁷⁾董延壽・趙振華の上掲論文に「姓」とあるが、拓本によって「性」と判読できる。

⁽¹⁸⁾郝本性・李秀萍の上掲書に□（判読不能）とあるが、董延壽・趙振華の上掲論文に「賞」とある。現在、拓本では判読できない。

⁽¹⁹⁾郝本性・李秀萍の上掲書に□（判読不能）とあるが、拓本によって「潔」と判読できる。

⁽²⁰⁾董延壽・趙振華の上掲論文に「充位」とある。拓本では判読しにくい、「充位」ではない。郝本性・李秀萍の上掲書に「剋往」とある。これに従うべきであろう。

晞朝薤、魂斂夜臺。以開元十一/年六月十⁽²¹⁾八日終於汝州龍興縣之私第、春秋六十有一。夫人丹徒縣君甘氏、/左玉鈐衛大將軍羅之長女也。婉婉冲華、柔閑輔態。柳花浮吹、駐琴瑟而題篇。/色開顏、寫文章於錦綉。作配君子、宜其室家、禮甚梁妻、賢踰班女。妝樓遽掩、/桂月□□。以開元廿二年五月十八日終於汝州魯山縣之私第、春秋六十有/七。男□□□□極昊天、哀深觸地、屠心叩臆、若壞牆然。粵以大唐開元廿二年/十一月四日合葬于汝州魯山縣東北原、禮也。嗚呼！楚劍雙飛、俱沒沉碑之水。殷/□俄合、同墳揮日之郊。乃為銘曰：/
玄黃肇泮、家邦遂興。四方岳立、萬物陶蒸。其一。達率騰華、遼陽鼎貴。德邁將軍、汾/州衝尉。其二。氣蓋千古、譽重三韓。子孫孝養、恭維色難。其三。國籍英靈、作固邦寧。自/君執節、掃孽⁽²²⁾邊亭。其四。振旅猶饑、摧兇如渴。以寡當眾、志不可奪。其五。還宴/龍筵、陪嬉鴛沼。賞錫雖多、酬恩不少。其六。日月徒懸、金玉俱捐。痛纓紫綬、永/置黃泉。其七。夫貴妻尊、鸞潛鳳奔。楹間徹⁽²³⁾奠、松下埋魂。其八。君子所居、賢人之里。魯/陽揮戈、唐堯立祀。其九。煙雲共暗、山川俱夕。輒慕清風、敢銘玄石。其十。/
以開元廿二年歲次甲戌十一月戊午朔二日庚申書。/

筆者以案：

『難元慶墓誌』は、墓誌蓋が拓本を作ることができないままである。また、傷で欠損の墓誌の銘文が多いから、釈文にいくつか違いが出てきた。ちなみに、郝本性・李秀萍主編『新中国出土墓誌・河南卷（壹）』に、『難元慶墓誌』を釈読した後、「簡跋」（簡単な跋文）がある。ただ、「誌云、沮入唐為熊津州都督府長史」との跋文が、明らかに「祖汗、入唐為熊津州都督府長史」の誤りである。

現在、拓本は、『隋唐五代墓誌彙編（河南卷）』第1冊64頁、『新中国出土墓誌・河南卷（壹）』231頁などに収録されている。また、目録は、『唐代墓誌所在総合目録』（改訂版）133頁に収録されている。

ちなみに、『難元慶墓誌』は『扶餘隆墓誌』、『黑齒常之墓誌』、『黑齒俊墓誌』と共に、董延寿・趙振華「洛陽、魯山、西安出土的唐代百濟人墓誌探索」（『東北史地』2007年2期）に、釈文や拓本を載せる論文や著作が詳しく紹介されている。参照されたい。

5. 祢寔進墓誌

蓋の銘文：

大唐故左/威衛大將/軍祢寔進⁽²⁴⁾/墓誌之銘

⁽²¹⁾董延寿・趙振華の上掲論文に「廿」とあるが、郝本性・李秀萍の上掲書に「十」とある。拓本を見ると、下文の「十」の書き方と同じであると判読できる。

⁽²²⁾郝本性・李秀萍の上掲書に「孽」とあるが、拓本によって「孽」と判読できる。

⁽²³⁾董延寿・趙振華の上掲論文に「徹」とあるが、拓本によって「徹」と判読できる。

⁽²⁴⁾墓誌の蓋に一般的に名前を書かなく「府君」や「君」が使われるが、『祢寔進墓誌』の蓋には名前「寔進」を明示している。異例であろう。

誌石の銘文：

大唐故左威衛大將軍・來遠縣開國子・柱國祢/公墓誌銘并序/

公諱寔進、百濟熊川人也。/祖左平響多、父左平思善、並蕃官正一品。雄毅/為姿、忠厚成性。馳聲滄海、效節青丘。公器宇深沉/、幹略宏遠。虛弦落鴈、挺劍飛援。夙稟貞規、早/標義節。占風異域、就日長安。式奉文櫬、爰陪武/帳。⁽²⁵⁾腰鞬珥鶻、紆紫懷黃。駟十影於香街、翊九旗/於綺禁。豈与夫日碑之輩、由余之儔、議其誠績、/較其優劣者矣。方承休寵、荷日用於百年。遽促/浮生、奄塵飄於一瞬。以咸亨三年五月廿五日/因行薨于來州黃縣、春秋五十有八。/恩加詔葬、礼洽飾終。以其年十一月廿/一日葬于高陽原。爰命典司、為其銘曰：/溟海之東、遠截皇風。殮和飲化、抱義志承。/榮簪紱⁽²⁶⁾、接采鷓鴻。星搖寶劍、月滿雕弓。/恩光屢洽、寵服方隆。逝川遽遠、悲谷俄窮。烟含/古樹、霜落寒叢。唯天地兮長久、与蘭菊兮無終。/

筆者の案：

『祢寔進墓誌』は、董延寿、趙振華「洛陽、魯山、西安出土的唐代百濟人墓誌探索」（『東北史地』2007年2期）に、釈文が公表された。その後、この論文は、趙振華著『洛陽古代銘刻文獻研究』（三秦出版社、2009年）に再録され、同時に墓誌蓋（第583頁）、墓誌石（第584頁）の拓本も公表された。また、[韓]金榮官撰、金憲鏞訳「百濟遺民『祢寔進墓誌』紹介」（『碑林集刊』第13輯、2007年）が発表され、拓本の写真が掲載された。

6. 扶餘氏墓誌

蓋の銘文：

唐故號/王妃扶/餘誌銘

誌石の銘文：

唐皇再從州金紫光祿大夫・故衛尉卿・贈荊州大都督・嗣號王妃扶餘氏墓誌銘并序/

朝議郎守中書舍人安定梁涉撰/

太妃扶餘氏諱。皇金紫光祿大夫・故衛尉卿・帶方郡王義慈曾孫、皇光祿/大夫・故太常卿・襲帶方郡王隆之孫、皇朝請大夫・故渭州刺史德璋之女也。家/本東方之貴世、生南國之容。對春林而紅樹非華、升畫閣而初陽並照。間出非常之秀/、挺生稀代之賢。德合則不孤、氣同而相感。夫以異姓諸王之淑女、而有維城/盤石之宗臣。風人所以好述、易象由其繫應。非蘭芳玉潤、禮備樂和。豈可以宜君/子之家、配天人室之室。地靈揆茂、齊大晉偶。我所以言歸號國、王所以克正闈門。/王諱邕、神堯皇帝之曾孫、皇故司徒號王鳳之孫、皇故曹州刺史定襄公/宏之子。同

⁽²⁵⁾「櫬」「帳」は、金榮官撰、金憲鏞訳「百濟遺民『祢寔進墓誌』紹介」に「棍」「帳」とある。拓本ではそれぞれ「棍」「帳」とあるようだが、唐の太宗『慶善宮賦詩』（『唐會要』卷三十三、『玉海』卷二十九や『全唐詩』卷一に収録される）に「貞觀六年九月二十九日己酉、幸慶善宮、宴從臣於渭濱、賦詩十韻曰、粵余承累聖、懸弧亦在茲。指麾八荒定、懷柔万国夷。梯山盛入款、駕海亦來思。單于陪武帳、日逐衛文櫬。」とあることから、董延寿・趙振華の上掲論文の釈文に従うべきであろう。

⁽²⁶⁾ここでは、「榮簪紱」三字しか見られないが、ほかの銘文対句が皆四字であるから、恐らく一字が漏れたのであろう。

九廟之繁秘兮、五潢之慶流。有朱虛之定計、過河間之好古。允所謂/朝廷之羽儀、國家之藩⁽²⁷⁾瀚也。其事業有如此者、皆太妃起家而有之日。開元/中、有制封為王妃。惟內之則、實邦之媛。以敬克修其饋祀、以順能成其緝睦。/以正而秉於柔嘉、以德同⁽²⁸⁾聞其妬忌。敬者禮之格、順者義之和。正者身之經⁽²⁹⁾、德者/行之口。□後能祭、則致其福惠。必洽於親言、不出於閭閻。教以周於中外。王所/以樂得其賢才⁽³⁰⁾、妃故能長守其富貴也。外受方伯、入為公卿、廿年間並享/天祿。宜其淮南得道、王母登仙。還丹不成、為藥所誤。先王遺世而已久、太妃/持門而不失訓。五子而並良經⁽³¹⁾。一賢而嗣位。十九年有制、冊為太妃、復以子/也。嗚呼！川無停水、歲則閔人。流者非向時⁽³²⁾之波、來者亦遠行之客。自古皆往、其能/長生！以廿六年八月九日薨于崇賢之里⁽³³⁾第。春秋卅九。其年戊寅建子之月既望/歸祔于先王之塋。禮也。惟王先太妃而薨、備詳于前志。及太妃之同穴/也。故重載于茲。有子五人、長曰太子家令號王巨、賢而樂善、孝以傳國。次曰太子/典設郎承昭、又其次曰太子通事舍人承曦、又其次曰左金吾兵曹承暎、季曰太/子典設郎承啞等、士林之秀、公揆之華。自執親之喪、而水漿不入。猶疑其往、靡所/實哀。懼高陵深谷之遷、謀地久天長之事。以涉忝麟臺之故吏、又鷓掖之近臣。謂/登龍門者、高見其家風。入鳳池者、常操⁽³⁴⁾其綸翰。俾⁽³⁵⁾存實錄、敢不直書。但且紀以/歲時、豈望懸諸日月。銘曰：/東方君子兮、異姓諸王。克生淑女兮、休有烈光。于歸其誰兮、惟號之國。其儀可像/兮、實內之責。夫為天人兮、子亦天人。妃又太妃兮、夫子之巨。王既沒兮、/妃亦逝。泉適開兮、今復閔。子子孫孫相繼世。/開元廿六年十一月十五日。/

筆者のご案内：

『扶餘氏墓誌』の出土情報は、張蘊「唐嗣號王李邕墓誌考」（『唐研究』第十二卷、北京大学出版社、2006年）に発表されたが、釈文や拓本が公開されなかった。その後、張蘊、王幼軍「唐故號王妃扶餘氏墓誌考」（『碑林集刊』第13輯、2007年）に発表され、釈文と拓本を載せた。江川式部氏からこの文章をいただいて、釈文を行ってみた。ここに記して感謝したい。

張蘊、王幼軍の論文によると、扶余氏の墓誌蓋は陰刻篆書で「唐故號王妃扶余誌銘」を3行9字で書かれる。誌石は長さ70cm、幅74cm、厚さ9cmで、銘文は30行あり、毎行31字のように配置され、楷書である。撰文者は朝議郎守中書舍人安定梁涉という人である。

⁽²⁷⁾張蘊、王幼軍「唐『故號王妃扶余氏墓誌考』」に「藩」とあるが、拓本によって「藩」と判読できる。ちなみに、「藩瀚」用語は古典には見当たらないが、「藩瀚」一語はよく見られる。唐の張九齡『唐故開府儀同三司行尚書左丞相燕國公贈太師張公墓誌銘』に「翰飛戾天、羽儀清朝。」とある。清『東京新建彌陀禪寺碑記』に「昔王為知苦海無邊、回頭是岸。叨寵榮於北闕、作藩瀚於東京。」とある。

⁽²⁸⁾張蘊、王幼軍の前出論文に「岡」とあるが、拓本によって「岡」字ではない。

⁽²⁹⁾張蘊、王幼軍の前出論文に「輕」とあるが、拓本によって「經」字と判読できる。

⁽³⁰⁾張蘊、王幼軍の前出論文に「□」（判読不能）とあるが、拓本によって「才」と判読できる。

⁽³¹⁾張蘊、王幼軍の前出論文に「繼」とあるが、拓本によって「繼」字ではない。

⁽³²⁾張蘊、王幼軍の前出論文に「持」とあるが、拓本によって「時」字と判読できる。ちなみに、漢の賈誼『過秦論』には「非及向時之士也。」とある。

⁽³³⁾張蘊、王幼軍の前出論文に「王」とあるが、拓本によって下の部分が「土」字と判読できる。「里」字と見られる。「王」字の場合は、避諱のため前に空格がある必要であろう。

⁽³⁴⁾張蘊、王幼軍の前出論文に「撰」とあるが、拓本によって「撰」字と判読できる。ちなみに、操翰とは撰文するという意味である。『新唐書・呂溫伝』に「溫操翰精富、一時流輩推尚。」とある。

⁽³⁵⁾張蘊、王幼軍の前出論文に「碑」とあるが、拓本によって「俾」字と判読できる。

7. 祢素士墓誌

蓋の銘文：

大唐故/祢府君/墓誌銘

誌石の銘文：

大唐故雲麾將軍・左武衛將軍・上柱國・來遠郡開國公祢府君墓誌銘并序/

莫敖以獨啓山林、掩經江漢。子文以三登令尹、遂霸諸侯。人物雄于一方、錫胤昌/於萬葉。靈基積派、海島之達荊巫。玉潤珠明、卞巖之接隨肆。忠為國寶、孝實天資。/國有其材、家稱代祿。存諸史冊、可略詳言。公諱素士、字素、楚國瑯琊人也。自鯨魚/隕彗、龍馬浮江。拓拔以勁騎南侵、宋公以強兵北討。乾坤殲黷、君子滅跡於屯蒙。/海內崩離、賢達違邦而遠逝。七代祖高、自淮泗浮於遼陽、遂為熊川人也。曾祖真、/帶方州刺史。祖善、隨任萊州刺史。父寔進、入朝為歸德將軍、東明州刺史、左威衛/大將軍。時稱忠讜、家擅勳門。剖竹為符、昔時專寄。馳軒問瘼、是賴仁明。鑿門申百/戰之功、登壇應三軍之選。公以父資入侍、貴族推賢。談笑而坐得軍謀、指麾而暗/成行陣。年十五、授遊擊將軍。長上父宿衛近侍、改授龍泉府右果毅、又改龍原府/左果毅、臨漳府折衝。加三品、左豹韜衛左郎將、又授右鷹揚衛右郎將、左監門中/郎。長安三年、制充清夷軍副使。璽迂鳴玉、求蔣濟而從軍。始賀執金、寵伏兒而/輔國。加來遠郡公、餘悉如故。神龍元年、授左武衛將軍。曹文重戚、首應嘉招。荀羨/幼年、俄聞獎擢。羽林清禁、上懸郎將之星。高閣連雲、側佇虎賁之直。景龍二年六/月、奉使徐兗等卅九州存撫。絲綸滿路、邦守負弩以先駟。軒蓋盈衢、王公傾城而/出饗。方翼便宜入奏、對漢制而推多。豈謂夢寐成災、召秦鑿而不救。景龍二年八/月廿九日、卒於徐州之官舍。呼嗚哀哉！即以其年十一月二日遷鑿於雍州高陽/原。禮也。將軍舊壘、忽變新塋。天子臨朝、猶思大樹。公自幼及長、揚名愛親。寢息無/忘於忠誠、言談不逾於禮義。童年結綬、不以地勢嬌人。壯室傳封、不以勳容傲物。/丹墀陞戟、姦臣畏威而寢謀。紫塞揚麾、黠虜聞名而遁去。爪牙是託、蕃扞攸歸。所/謂斯人、邦之良也。子仁秀、仁徽、仁傑、仁彥、仁俊等錡鋌克業、幹蠱承家。書劍之術/早成、公侯之資必複。彩衣推孝、未極萊氏之歡。石槨開銘、忽見藤公之兆。茹荼均/痛、淚栢摧心。恐陵谷潛移、蔓山之為漢水。陰陽遷貿、海島之變桑田。庶憑崔瑗之/文、遂鑲蔡邕之石。銘曰：赫赫我祖、奄營南土。令伊稱功、開封建宇。子孫錫胤、英賢接武。遂啓宗祊、始傳王父。其一。蘭閣披圖、儒林振葉。永嘉中圯、名流喪業。/魏氏雄飛、宋公居攝。郊原版蕩、賢人利涉。其二。東浮鯨海、北有雄津。休屠侍漢、角里/違秦。背亂厭為、觀風識真。千年聖主、累葉名臣。其三。皎皎童年、沉沉美量。是標代胃、/鬱傾朝望。學劍從軍、升壇拜將。入侍皇極、出平夷障。其四。使車東邁、凶旄西飛。悲/纏宰輔、痛澈宸闈。地過墳出、田荒路微。榮華共盡、今古同歸。其五。寂寂山門、幽幽/泉戶。東望玄霸、西連下柱。楸隴雲愁、松庭月苦。空昔輔漢、永埋征虞。其六。/

筆者 の 案：

『祢素士墓誌』は、墓誌蓋が陰刻篆書で「大唐故祢府君墓誌銘」を3行9字で書かれる。誌石が30行あり、毎行31字のように配置され、楷書である。

8. 祢仁秀墓誌

蓋の銘文：

大唐故/祢府君/墓誌銘

誌石の銘文：

大唐虢州金門府折衝祢君墓誌銘并序/

随末有萊州刺史祢善者、蓋東漢平原處士之後也。知/天厭随德、乘桴竄海、遂至百濟國。王中其說、立為丞相、以國/聽之。洎子寔進、世官象賢也。有唐受命、東討不庭、即引其王/歸義于高宗皇帝、由是拜左威衛大將軍、封來遠郡/開國公。父子之事、殊所會時也。去就之理、合所由道也。語云：/賢者避地。書云：必有忍、其乃有濟。傳曰：不在其身、其在後嗣。/是之謂乎？寔進生素士、襲父封、仕至左武衛將軍。君諱仁秀、/即武衛府君之長子也。少以將種、銀印赤韍、累授明威將軍、/右驍衛郎將。尋以元帥連坐、左為秦州三度府果毅。歷汝州/梁川府果毅、虢州金門府折衝。稟命不遐、開元十五年終于/臨洮軍之官舍、為壽五十三矣。嗚呼！遺孤未杖、越在異鄉。家/僕護喪、歸于舊里。夫人河南若干氏、綏州刺史祁陁之女也。/公歿之後、攜持露立、保成幼志、賈用婦功。一男二女、克致/婚冠。初夫人送元女于幽州宜祿、久而不返。遂以廿七年十/一月六日卒于婿氏之別業、春秋六十一。離殯客土、星歲再/周。越以天寶載庚寅夏五月戊子朔廿二日己酉克葬于長/安縣之高陽原、禮也。其子曰適、追報所夫、慰茲明靈、志彼幽/壤。銘曰：/

存離居沒異土，我生鮮歡、王事靡盬。二紀于茲、成葬便時。有/子克報、於嗟孝思。/

筆者以案：

『祢仁秀墓誌』は、墓誌蓋が楷書で「大唐故祢府君墓誌銘」を3行9字で書かれる。誌石が21行あり、毎行23字のように配置され、楷書である。

『祢仁秀墓誌』は上記の『祢素士墓誌』と共に、2010年に出土され、2011年8月29日西安で開催された「西安地区中韓歴史文化交流学会」というシンポジウムで、釈文の一部が公表されたが、拓本や実物の写真が公開されなかった。その後、河野保博氏から墓誌の実物の写真をいただいて、釈文を行ってみた。ここに記して感謝したい。

9. 祢軍墓誌

蓋の銘文：

大唐故右/威衛將軍・/上柱國祢/公墓誌銘

誌石の銘文：

大唐故右威衛將軍・上柱國祢公墓誌銘并序/

公諱軍、字温、熊津嶠夷人也。其先与華同祖、永嘉末避亂適東、因遂家焉。若夫/巍巍鯨山、

跨青⁽³⁶⁾丘以東峙。森森熊水、臨丹渚以南流。浸煙雲以摛⁽³⁷⁾英、降之於蕩/沃。照日月而擬愜⁽³⁸⁾、秀之於蔽虧。靈文逸文、高前芳於七子。汗馬雄武、擅後異於/三韓。華構增輝、英材繼響。綿圖不絕、帝代有聲。曾祖福、祖譽、父善、皆是本藩一/品、官号佐平。並緝地義以光身、佩天爵而勲國。忠侔鐵石、操埒松筠。範物者、道/德有成。則士者、文武不墜。公狼輝襲祉、鸞頷生姿。滙濬澄陂、裕光愛日。干牛斗/之逸氣、芒照星中。搏羊角之英風、影徵雲外。去顯慶五年、官軍平本藩日、見機/識變、杖劍知歸。似由余之出戎、碑如金之入漢。聖上嘉歎、擢以榮班、授右/武衛瀝川府折衝都尉。於時日本餘噍、據扶桑以逋誅。風谷遺叱、負盤桃而阻/固。萬騎巨野、与盖馬以驚塵。千艘橫波、援原虵而縱泳。以公格謨海左、龜鏡瀛/東、特在簡帝、往尸招慰。公徇臣節而投命、歌皇華以載馳。飛汎海之蒼鷹、/翥凌山之赤雀。決河背而天吳靜、鑿風隧而雲路通。驚鳥失侶、濟不終夕。遂能/說暢天威、喻以禍福千秋。僭帝一旦稱臣、仍領大首望數十人將入朝謁、/特蒙恩詔授左戎衛郎將。少選遷右領軍衛中郎將兼檢校熊津都督府/司馬。材光千里之足、仁副百城之心。舉燭靈台、器標於芄葦。懸月神府、芳掩於/桂苻。衣錦晝行、富貴無革。藿蒲夜寢、字育有方。去咸亨三年十一月廿一日/詔授右威衛將軍。局影彫關、飾躬紫陸。亟蒙榮晉、驟歷便繁。方謂克壯清/猷、永綏多祐。豈曷曦馳易往、霜凋馬陵之樹。川閱難留、風驚龍驤之水。以儀鳳/三年歲在戊寅二月朔戊子十九日景午遘疾、薨於雍州長安縣之延寿里第。/春秋六十有六。皇情念功惟舊、傷悼者久之。贈絹布三百段、粟三百。葬/事所須、並令官給。仍使弘文館學士兼檢校本衛長史王行本監護。惟公雅識/淹通、温儀韶峻。明珠不類、白珪無玷。十步之芳、蘭室欽其鼻味。四鄰之彩、椎嶺/尚其英華。奄墜扶搖之翼、遽綴連春之景。粵以其年十月甲申朔二日乙酉葬/於雍州乾封縣之高陽里。礼也。駟馬悲鳴、九原長往。月輪夕駕、星精夜上。日落/山兮草色寒、風度原兮松聲響。陟文榭兮可通、隨武山兮安仰。愴清風之歇滅、/樹芳名於寿像。其詞曰：/ 青胤青丘、芳基華麗。脈遠遐邇、会逢時濟。茂族淳秀、奕葉相繼。獻款夙彰、隆恩/無替。其一。惟公苗裔、桂馥蘭芬。緒榮七貴、乃子佗孫。流芳後代、播美來昆。英聲雖/歇、令範猶存。其二。牖箭驚秋、陳駒過暮。名将日遠、德隨年故。慘松吟於夜風、悲薤/哥於朝露。靈輻兮遽轉、嘶驂兮踟顧。嗟陵谷之質遷、覬音徽之靡蠹。其三。/

筆者の家：

『柶軍墓誌』は、王連龍氏の論文「百濟人『柶軍墓誌』考論」によって、拓本と釈文が公表された。詳しくは本稿を参照されたい。

⁽³⁶⁾ 王連龍「百濟人『柶軍墓誌』考論」に「清」とあるが、拓本によって「青」と判読できる。

⁽³⁷⁾ 王連龍の上掲論文に「摛」とあるが、拓本によって「摛」と判読できる。

⁽³⁸⁾ 王連龍の上掲論文に「擬愜」とあるが、拓本によって「擬愜」と判読できる。

10. 扶餘氏造像記

河南省洛陽龍門石窟第〇八七七窟左側に「一文郎将妻扶餘氏」などの銘文がある。この銘文は十二字で、六行、毎行二字で配置されている。以下のようなものである。

一文/郎将/妻扶/餘氏/敬造/両区。/

筆者の案：

この「扶餘氏造像記」の番号は1335号である。釈文は劉景龍、李玉昆編『龍門石窟碑刻題記彙録』（中国大百科全書出版社、1998年）第304頁に載るが、拓本や実物の写真が掲載されなかった。

11. □部將軍功德記

山西省太原市天龍寺の石窟第15窟には『大唐□部將軍功德記』という造像碑刻がある。高さは四尺五寸、幅は三尺七寸である。十八行で、毎行は三十一字で、隸書であるが、「郭謙光文及書」という六字は篆書である。全文は『金石萃編』卷六十八、「唐二十八」に収録された。以下のようである。

大唐□部將軍功德記/ 郭謙光文及書/

咨故天龍寺者、兆基有齊、替序隋季。蓋教理熾寂、載宅茲山之奧。龕室千萬、彌互/崖岳、因廣增修、世濟其美。夫其峰巒岌嶭、丹翠含緜。灌木蕭森、濫泉噴沸、或叫而/合。壑誼譁者、則參虛之秀麗也。雖緇徒久曠、禪廡荒闕。而邁種德者、陟降遐險、固/無虛月焉。大唐天兵中軍副使・右金吾衛將軍・上柱國・遵化郡開國公□部珣本/枝東海、世食舊德。相虞不臘、之奇族行。太上懷邦、由余載格。歷官內外、以貞/勤驟徙、天兵重鎮、實佐中軍。于神龍二年三月、與內子樂浪郡夫人黑齒氏、即大/將軍燕公之中女也。躋京陵、越巨壑、出入坎窞、牽攀莖蔓。再休再咽、酒詹夫淨域/焉。於是接足禮已、欲往一面。瞻覩□歷、歎未曾有。相與俱時、發純善誓。博施財具、/富以□上。奉為先尊及見存姻族敬造三世佛像並諸賢聖刻雕 𠄎⁽³⁹⁾相、百𠄎⁽⁴⁰⁾/莊嚴、冀籍勝因、圓資居住。暨三年八月功斯畢焉。夫作而不記、非盛德也。遵化公/資孝為忠、𠄎⁽⁴¹⁾義而勇。顛頓以過蹇連匪、躬德立口行事。時禮順塞、既清只人亦寧/只大虜之際、且閱三乘。然則居業定功、於斯為盛、光昭將軍之令德、可不務序。故/刻此樂（磔の誤り——筆者注）石、以旌厥問⁽⁴²⁾。其辭曰：/

□鑠明德、知終至而忠信孝敬、元亨利而摠戎衛服。要荒謐而乘緣、詣覺歸□□□⁽⁴³⁾。/

大唐景龍元年歲在鶉首十月乙丑朔十八日□午建/

⁽³⁹⁾『金石萃編』に「□」（判読不能）とあるが、神谷麻理子「『大唐勿部將軍功德記』と天龍山石窟の唐代窟について」（『愛知県立芸術大学紀要』第36号、2006年）には𠄎とある。

⁽⁴⁰⁾『金石萃編』に「□」（判読不能）とあるが、神谷麻理子の前出論文には𠄎とある。

⁽⁴¹⁾『金石萃編』に「□」（判読不能）とあるが、神谷麻理子の前出論文には𠄎とある。

⁽⁴²⁾『金石萃編』に「問」字とあるが、神谷麻理子の前出論文には「間」とある。

⁽⁴³⁾『韓国古代金石文Ⅰ』に「□」（判読不能）字が□□（二文字）とあるが、『金石萃編』、神谷麻理子の前出論文には□□□（三文字）とある。

□□□□⁽⁴⁴⁾部選宣徳郎昕、次子吏部選上柱國暎、次子上□□□□、次子□□□□□⁽⁴⁵⁾兵部選仲容、公聳天_{兵中}⁽⁴⁶⁾軍摠管_闕⁽⁴⁷⁾義

筆者の案：

『大唐□部將軍功德記』について、顧炎武『金石文字記』に以下のような記事がある。

今在太原縣天龍寺後、將軍名珣，其氏曰□部。而部上闕一字。官至天兵中軍副使・右金吾衛將軍・上柱國・開國公。與其夫人黑齒氏造像之記、其文曰、本東京海、世食舊徳、相虞不臘之奇、族行太上懷邦、由余載格。蓋蕃將之歸唐者也。

また、錢大昕『潛研堂金石文』の跋文に以下のような文章がある。

右□部將軍功德記。唐時并州置天兵軍、□部珣以右金吾衛將軍為天兵中軍副使。因造三世佛像於太原之天龍寺。碑文八分書、而首行「郭謙光文及書」六字則篆書。『金石文字記』闕謙光之名。今据石本補之。珣妻黑齒氏、燕國公常之之中女。常之、百濟西部人。而此碑亦有本枝東海之語。（『金石文字記』作京海、誤）疑珣亦系出百濟、與常之同降唐者爾。碑末題景龍元年歲在鶉首、於十二次屬未。是年太歲、在丁未也。

王昶『金石萃編』にも以下のような跋文がある。

按、此碑前題「郭謙光文及書」、獨用篆字、而文則隸書體之。異者也。文云、與內子樂浪郡夫人黑齒氏撰。文人稱人之妻曰內子、亦窺見此碑。末行記其子又及其壻、亦與他碑異例。黑齒氏為百濟複姓、唐書諸夷蕃將傳有黑齒常之、為百濟西部人、是高宗平百濟後歸朝者。夫人、其中女也。

この『大唐□部將軍功德記』の制作は神龍三年（707、即ち景龍元年）八月に完成したのであるが、神龍二年三月に造り始めたことから、神龍二年五月に亡くなった黒齒常之の子黒齒俊のためであろう。つまり、この「見存姻族」とは、□部珣の妻黒齒氏の兄黒齒俊等のことである。

また、「□部」は、岑仲勉氏や姜清波氏は「勿部」字だと指摘したが（姜清波『入唐三韓人研究』、暨南大学出版社、2010年、第126-127頁）、章群氏は「兵部」だと主張している（章群『唐代蕃將研究』、臺北：聯經出版會社、1986年、第465頁）。実際には、勿部珣は『唐大詔令集』卷百三十、『文苑英華』卷四百五十九に収録される「命姚崇等北伐制」（開元二年二月二十八日）に

⁽⁴⁴⁾『韓国古代金石文Ⅰ』に「□」（判読不能）字が□□□□（四文字）とあるが、神谷麻理子の前出論文には□（一文字）とある。

⁽⁴⁵⁾『韓国古代金石文Ⅰ』に「□□」（判読不能）字が□□□□□（五文字）とあるが、神谷麻理子の前出論文には□（一文字）とある。

⁽⁴⁶⁾『金石萃編』に「□□」（判読不能）とあるが、『韓国古代金石文Ⅰ』、神谷麻理子の前出論文には_{兵中}とある。これに従うべきであろう。

⁽⁴⁷⁾『金石萃編』、神谷麻理子の前出論文に「□□」（判読不能）とあるが、『韓国古代金石文Ⅰ』には_闕とある。

記されている：

左騎衛將軍論弓仁、右金吾衛大將軍勿部珣、左領軍衛郎將攝本衛將軍張真楷、單于副都護臧懷亮、右領軍衛中郎將王海真、前朔州刺史劉元楷、右武衛郎將楊楚客、并州定清武果毅元蕭然等頗牧為用、関張其敵。懷才倜儻、嘗邀百勝之功。立志經營、備習九章之訓。弓仁及珣並可前鋒總管、真楷可左虞侯總管、懷亮可右虞侯總管、海真、元楷、楚客、蕭然等並可行軍總管。

これによって、勿部珣は金吾衛大將軍という任官を在任中、「頗牧為用、関張其敵。懷才倜儻、嘗邀百勝之功。立志經營、備習九章之訓」とされて、兵部尚書姚崇が靈武道行軍大總管として北伐を行ったとき、「前鋒總管」に任じられた。この右金吾衛大將軍は『大唐□部將軍功德記』に見られる「右金吾衛將軍」と一致していることから、「□部將軍」は勿部珣のことであろう。つまり、景龍元年十月には、「右金吾衛將軍」であるが、開元二年（714）二月になり、右金吾衛大將軍に昇叙されたと思われる。

ちなみに、『大唐□部將軍功德記』の末尾の「景龍元年」題記は、拜根興氏が拓本によって「神龍元年」と見なし、郭謙光の筆誤だと主張したが、王昶『金石萃編』に「景龍元年」とあることから、拜氏の誤りであろう。拜根興「入郷隨俗:墓誌所載入唐百濟遺民的生活軌跡——兼論百濟遺民遺跡」（『陝西師範大学学報(哲学社会科学版)』2009年第4期）を参照されたい。

なお、『大唐□部將軍功德記』の積文は、『韓国古代金石文Ⅰ』第578-579頁などに収録されている。また、最近の積読について、尹龍九『中国出土韓国古代遺民史料幾種』（『韓国古代史学会』第32輯、2003年）、神谷麻理子『『大唐勿部將軍功德記』と天龍山石窟の唐代窟について』（『愛知県立芸術大学紀要』第36号、2006年）などを参照されたい。